

# 松任消防署仮眠室改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	表紙・図面リスト		電気設備図		機械設備図
A-02	建築改修工事仕様書 その1	E-01	工事仕様書（電気設備）1／3	M-01	工事仕様書（機械設備）1／3
A-03	建築改修工事仕様書 その2	E-02	工事仕様書（電気設備）2／3	M-02	工事仕様書（機械設備）2／3
A-04	建築改修工事仕様書 その3	E-03	工事仕様書（電気設備）3／3	M-03	工事仕様書（機械設備）3／3
A-05	建築改修工事仕様書 その4	E-04	電灯・コンセント設備1階平面図(改修前)(改修後)	M-04	空調設備 平面図(改修前・改修後) 冷暖房機器表 換気機器表
A-06	配置図・付近見取り図	E-05	空調電源・非常放送 ・テレビ共同受信設備1階平面図(改修前)(改修後)		
A-07	1階平面図	E-06	自動火災報知設備1階平面図(改修前)(改修後)		
A-08	仕上表・平面詳細図(改修前・改修後)				
A-09	展開図(改修前・改修後)				
A-10	建具図・サイン図・家具図(改修前・改修後)				



26 排出ガス対策型建設機械
27 創意工夫等
28 保険の付与及び事故の補償
29 電子納品
30 騒音振動の防止
31 隣接建物又は工作物の調査
32 敷地の状況確認
33 総合評価時における技術提案
34 ダンプトラック等による過積載等の防止
35 景観への配慮

6 既存部分の養生
7 仮設間仕切り
8 監督員事務所
9 快適トイレ
10 危険物貯蔵所
11 仮設物撤去他
12 公衆災害防止等

3章 防水改修工事
項目 特記事項
1 一般事項
2 アスファルト防水
3 改質アスファルトシート防水

4 合成高分子系膜防水
1) 防水改修工法の種類
2) 仕上げ塗料塗り
3) 新規防水層の仕様分類
4) 断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること
5) PCコンクリート部材下地

5 ウレタン系塗膜防水
6 シーリング
7 防水工事の保証
8 とい
9 アルミニウム製空木

4章-1 外壁改修工事共通事項
1) 調査
2) 改修使用材料

エポキシ樹脂モルタル
ポリマーセメントスラリー
既製調合モルタル

4章-2 コンクリート打ちし仕上げ外壁改修工事
1) ひび割れ部改修工法
2) 欠損部改修工法

4章-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事
1) 既存モルタル塗りの撤去
2) ひび割れ部改修工法
3) 欠損部改修工法

2章 仮設工事
項目 特記事項
1) 工事用水
2) 工事用電力
3) 工事用道路
4) 指定仮設
5) 足場その他

5 ウレタン系塗膜防水
6 シーリング
7 防水工事の保証
8 とい
9 アルミニウム製空木

4章-1 外壁改修工事共通事項
1) 調査
2) 改修使用材料
3) 欠損部改修工法

4章-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事
1) 既存モルタル塗りの撤去
2) ひび割れ部改修工法
3) 欠損部改修工法

工事名 松任消防署仮眠室改修工事
図面名 建築改修工事仕様書 その2
図面番号 A-03

4 浮き部改修工法 モルタルを撤去しない場合 [4.1.4][4.3.5][4.3.11~16][表4.3.5~6]

改修工法の種類	フカービンの本数 (本/m <sup>2</sup> )		注入口の箇所数 (箇所/m <sup>2</sup> )		充填量又は注入量 (ml/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16	※25			※25
○アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメント注入工法	※13	※20	※12	※20	※50
・注入口付フカービン部分 エポキシ樹脂注入工法	※9	※16			※25
・注入口付フカービン全面 エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25
・注入口付フカービン全面 ポリマーセメント注入工法	※9	※16	※9	※16	※50

4章-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

1 既存タイル張りの撤去

2 ひび割れ部改修工法

3 欠損部改修工法

4 浮き部改修工法

4章-5 仕上げ塗材仕上げ外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

2 下地調整材

3 仕上げ塗材塗り

5章 建具改修工事

1 一般事項

2 防火性能

3 防火戸

4 見本の製作等

5 防水剤 (モルタルに混入する防水剤の品質)

6 ⑤取付け調整等

アルミニウム製建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
○A種	S-4	※A-3	※W-4	※70(注共)	仮眠室
・B種	S-5				
・C種	S-6	A-4	W-5	100	

7 網戸

8 樹脂製建具

9 鋼製建具

10 鋼製軽量建具

11 標準型鋼製建具

12 木製建具

13 鋼製軽量建具

14 標準型鋼製軽量建具

15 ステンレス製建具

16 鋼製建具

17 鋼製軽量建具

18 標準型鋼製建具

19 ステンレス製建具

20 鋼製建具

21 鋼製建具

22 鋼製軽量建具

23 標準型鋼製建具

24 鋼製建具

25 鋼製軽量建具

26 標準型鋼製建具

27 鋼製建具

28 鋼製軽量建具

29 標準型鋼製建具

30 鋼製建具

31 鋼製軽量建具

32 標準型鋼製建具

14 軽量シャッター

15 オペレーター

16 ガラス

17 ガラス留め材

18 ガラス溝

19 ガラスブロック積み

20 ガラス用フィルム

21 ガラス用フィルム

22 ガラス用フィルム

23 ガラス用フィルム

24 ガラス用フィルム

25 ガラス用フィルム

26 ガラス用フィルム

27 ガラス用フィルム

28 ガラス用フィルム

29 ガラス用フィルム

30 ガラス用フィルム

31 ガラス用フィルム

32 ガラス用フィルム

33 ガラス用フィルム

34 ガラス用フィルム

35 ガラス用フィルム

36 ガラス用フィルム

37 ガラス用フィルム

4 ビニル床シート張り

5 ビニル床シート張り

6 接着剤

7 床板張り用合板等

8 合成樹脂塗床

9 フローリング張り

10 畳敷き

11 カーペット敷き

12 木下地等

13 木下地等

14 木下地等

15 木下地等

16 木下地等

17 木下地等

18 木下地等

19 木下地等

20 木下地等

21 木下地等

22 木下地等

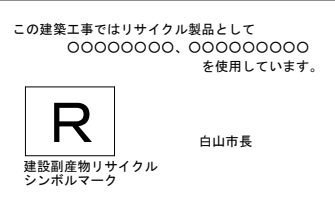
23 木下地等

24 木下地等

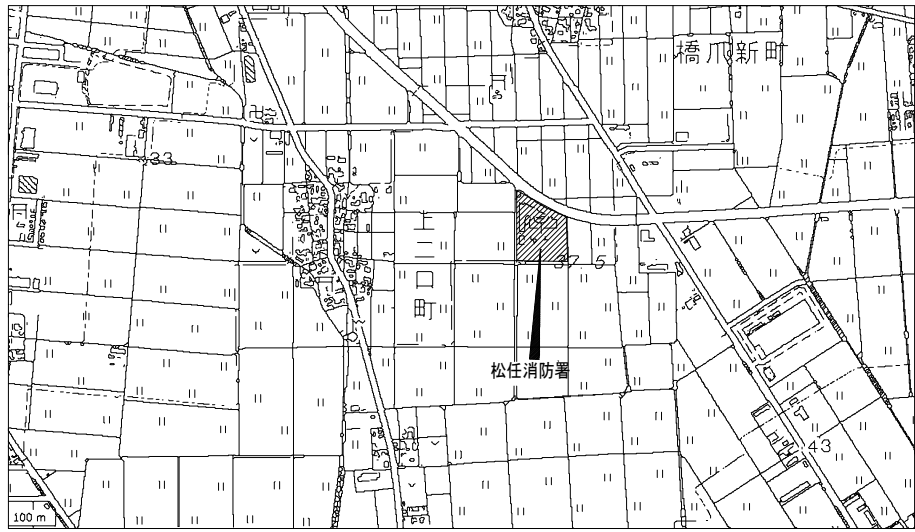
25 木下地等

26 木下地等

27 木下地等

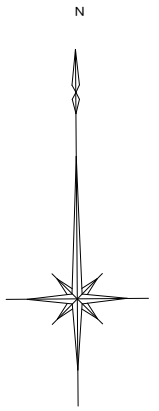
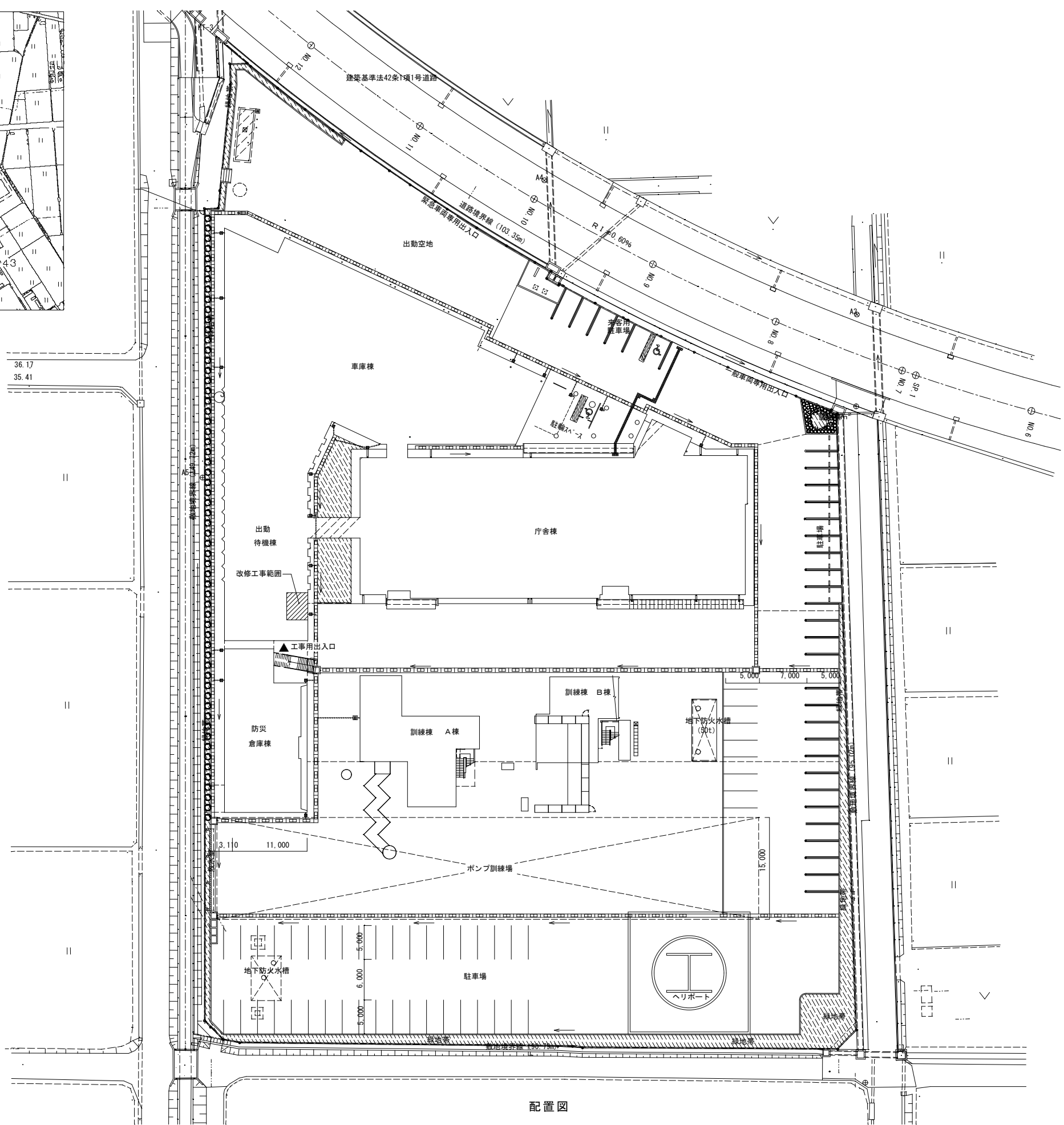
13	軽量鉄骨天井下地	4) 防霉・防蟻処理 [6.5.5] 防霉処理 ・薬剤加圧注入 ・薬剤塗布 (適用範囲 ) 防蟻処理 ・薬剤加圧注入 ・薬剤塗布 (適用範囲 ) 防霉・防蟻剤は、クロービピロス等含まない非有機リン系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督職員に提出し承諾を受ける。 防霉・防蟻処理の方法 現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。	6) 果産材使用証明 [6.5.2] 木材及び合板等は、品質や出荷量等を記録した出荷証明書を提出する。 また、設計図書において、果産材の使用が明記されている場合は、工事受注者（資材の発注者）は、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する「果産材産地及び合法木材証明書」及び「納品書」（合法木材団体認定番号及び産地名が（石川県産）と明記されたもの）を監督職員に提出するものとする。	⑤ 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 6) カワカ塗り（CL） 7) アクリル樹脂系非水分散形塗料（NAD） 8) 耐水性塗料塗り（DP） 9) つや有合成樹脂エポキシペイント塗り（EP-G） ⑩ 合成樹脂エポキシペイント塗り（EP） 11) 木材珪酸塩塗り（OS） 12) カワ樹脂ワニス塗り（UC） 12) 木材保護塗料塗り（WP）	[7.5.3~5][表7.5.1~3] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 鉄鋼面 ・A種 ※B種 ・C種 ※A種 ・B種 下地調整は各表の注意書きによる 亜鉛めっき面 鋼製建具等 ※A種 ・B種 ・C種 ※A種 ・B種 塗替えの種類 ・A種 ※B種 [7.6.2][表7.6.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種 [7.7.2][表7.7.1] 下地の種類 工程等 塗替えの種類 新規塗りの場合 コンクリート、モルタル面等 下地調整 塗り種別 ・RA種 ※RB種 ・RC種 「塗料その他」の欄による [表7.8.1~3] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの場合 鉄鋼面 表7.8.1による 亜鉛めっき鋼面 表7.8.2による コンクリート面 ・A-1種 ・A-2種 ・A-1種 ・B-1種 ・C-1種 押出成形セメント板面 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種 上塗り塗料 ・1級 ・2級 ・3級 [7.9.2~5][表7.9.1~4] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの場合 コンクリート面、モルタル面等 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ※B種 木部 ・A種 ※B種 ・C種 ※A種 ・B種 鉄鋼面 ・A種 ※B種 ・C種 ※A種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種 ※A種 [7.10.2][表7.10.1] 塗替えの種類 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種 [7.12.2] 適用箇所 塗料 油性 ・水性 油性 ・水性 [7.11.2][表7.11.1] 塗替えの種類 ・A種 ※B種 [7.11.2][表7.11.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種 [7.13.2][表7.13.1] 種別 ・A種 ※B種 [7.13.2][表7.13.1]	② 石綿含有吹付け材の除去 [9.1.3] 除去工法 ・サグー工法 ※改修標準仕9.1.3 (2) (7)による工法 3 石綿含有保温材等の除去 [9.1.4] 除去工法 ※手ばらし ・切断又は破砕 ④ 石綿含有成形板等の除去 [9.1.5] 養生 ○不要 ・要 (方法 : ) 5 石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6] 除去工法 ・高圧水洗工法 ( ) ・剥離剤を用いる工法 ( ) ・電気グラインダー等を用いる工法 ( ) ・その他 ( ) ⑥ 石綿含有建材の処分 [9.1.3~6] 種 類 受入施設の名称等 所在地 石綿含有成形板等 (注) 施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。 管理型 [9.1.3~6] 種 類 受入施設の名称等 所在地 石綿含有吹付け材等 (注) 施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。	2 余裕期間制度 試行工事 1) 余裕期間制度対象工事の内容 (1) 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 (2) 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの中で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 (3) 受注者は、完成日の期限までの中で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 (4) 工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 (5) 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 (6) 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 (7) 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 (8) 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 (9) 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 (10) その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。  (着工日の期限) 契約締結日から起算して〇ヶ月以内	
		1) 形式及び寸法 ダブル野縁 ○ 900 mm [6.6.3] ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を1.2.2 [施工計画書] による品質計画で定める。 [6.6.4]						2) 工法 [6.6.4] 引抜き試験 ・適用する ○適用しない 屋外の場合の試験 荷重 ・400N 箇所数 ・当該階において3箇所程度 ・図示 天井下地材における耐震性を考慮した補強 ・行う 補強箇所 ※ 図示 ・補強方法 ※ 図示 ・
		1) 形式及び寸法 [6.7.3][表6.7.1] スタッド、ランナーの種類 ○50形 ○65形 ・90形 ・100形 ※スタッドの高さによる区分に応じた種類						
		[6.13.2][表6.13.1] 種 類 JISの記号 厚さ (mm) 規格等 ・硬質木毛セメント板 [G] HW ・15 ・20 ・25 再生の木質材又は植物繊維の質量比割合が50%以上であること。但し体積比20%以下の接着剤、混和剤の質量は除くことができる。 ・普通木毛セメント板 [G] NW ・15 ・20 ・25 ・「ミディアム」コンクリート板 [G] MDF ・ ・パーティクルボード [G] ・ ・けい酸カルシウム板 0.8FK タイプ2（無石綿） ・ロックウール化粧吸音板 DR ※フラットタイプ（※9 ・12 ・） ・凹凸タイプ（※12 ・15 ・19 ・） ・ロックウール化粧吸音板（軒天井用） ※フラットタイプ 9（（個）不燃） ・凹凸タイプ（※12 ・15）（（個）不燃） ○せっこうボード GB-R 12.5（不燃） （テーパーエッジボード施工箇所は図示） ・不燃積層せっこうボード GB-NC 9.5（不燃）化粧（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様） ・シージングせっこうボード GB-S 12.5（（個）不燃） ・強化せっこうボード GB-F ※12.5（不燃）・15.0（不燃） ・せっこうラスボード GB-L 9.5 ・化粧せっこうボード（木目） GB-D 12.5（不燃）幅440mm程度 模様（※柱目 ・板目）専用下地材付き ・メラミン樹脂化粧板 JIS K9603による 厚さ1.2 ・難燃合板 [G] 厚さ1.2						
		軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 [6.13.2][表3.7.1] ※適用する ・適用しない						
		16 壁紙張り [6.14.3] 施工 素地ごしらえ [表7.3.4][表7.3.7] 下地の種類 素地ごしらえの種類 モルタル及びプaster面 ・A種 ※B種 せっこうボード面 ・A種 ※B種						
		17 モルタル塗り [6.15.3] 既製品地材 ※適用しない ・適用する						
		7章 塗装改修工事 項目 特記事項 ① 材料 屋内の壁・天井仕上げ材は、防火材料とする。 ② 下地調整 既存塗膜の除去範囲（塗替えで「改修標準」表7.2.1~表7.2.7のRB種の場合） [7.2.1] ※劣化部分 下地調整 [表7.2.1~7] 下地の種類 種別 施工箇所 木部 ・RA種 ※RB種 ・RC種 鉄鋼面 ・RA種 ※RB種 ・RC種 亜鉛めっき鋼面 ・RA種 ※RB種 ・RC種 モルタル及びプaster面 ・RA種 ※RB種 ・RC種 コンクリート面等 ・RA種 ※RB種 ・RC種 せっこうボード及びその他のボード面 ・RA種 ※RB種 ・RC種 既存モルタル下地等のひび割れ部の補修 ・行う（補修範囲及び補修方法は図示） ※行わない						
		③ 素地ごしらえ [表7.3.1~7] 素地ごしらえ 下地の種類 種別 施工箇所 木部 ・A種 ・B種 鉄鋼面 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 モルタル及びプaster面 ・A種 ※B種 コンクリート面等 ・A種 ※B種 せっこうボード及びその他のボード面 ・A種 ・B種						
		4 錆止め塗料塗り [7.4.3][表7.4.3][表7.4.5] SOPまたはEP-Gの場合 [7.4.3][表7.4.3][表7.4.5] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 鉄鋼面 ・A種 ・B種 ※C種 見え掛り ※A種 ・B種 見え隠れ ・A種 ※B種 鋼製建具等 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種 DPの場合 [7.4.3][表7.4.4][表7.4.6] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 鉄鋼面 ・A種 ・B種 ・C種 ※A種 ・B種 ・C種 亜鉛めっき面 ・A種 ・B種 ※C種 表7.4.6による						
8章 環境配慮改修工事 項目 特記事項 1) 事前調査 [1.5.1] 石綿含有建材の処理 あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 目視及び質与する設計図書等により石綿含有建材の有無について調査する。 調査範囲 ・ 図示 質与資料 ・ 2) 分析による石綿含有建材の調査 ・行う ・行わない 分析方法 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 ・ JIS A 1481-1 ・ JIS A 1481-3 ・ JIS A 1481-2 ・ JIS A 1481-4 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 3) 石綿粉じん濃度測定 [9.1.1] ・行う（下表による） ・行わない 測定室（ ） 適用 測定名称 測定時期 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） ・ 測定1 処理作業前 処理作業室内 ・各2点 ・各3点（注1） ・ 測定2 施工区画周辺又は敷地境界 ○各2点（大気） ・ 測定3 処理作業中 処理作業室内 ・各2点 ※ 測定4 セキュリティゾーン入口 ・各1点 ※ 測定5 負圧・除じん装置の排出口 出口吹出し風速1m/sec 以下の位置 ・各1点 ・ 測定6 施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ※ 測定7 処理作業後 処理作業室内 ・各2点 ・ 測定8 (隔離シート 施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点（大気） 撤去前） (注1) 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 測定方法 ・自動測定機による測定 測定名称 測定方法 ・測定4 粉じん相対湿度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた測定 測定名称 マンダリン径 (mm) 試料の吸引流量 (L/min) 試料の吸引時間 (min) ・測定4 25 5 ・30 ・測定5 45 10 ・120 ・測定 45 10 ・120 ・測定 45 10 ・240 ・測定								
9章 リサイクル製品 項目 特記事項 1) リサイクル製品の使用 1) リサイクル製品を使用するものは「石川県エコ・リサイクル認定製品」を優先的に使用すること 石川県エコ・リサイクル認定製品 ・使用する 使用箇所 製品 備考 「石川県エコ・リサイクル認定製品」は、石川県のホームページを参照する。 http://www.pref.ishikawa.jp/ (石川県 生活環境部 資源循環推進課) 2) その他、リサイクル製品の使用に努めるものとする。 3) 建設副産物リサイクル製品を使用した場合、下記標示板を設置する。（但し、工事請負代金が1,000万円以上のもの） 看板の寸法は90cm×60cm程度とする。  (注) 建設副産物シンボルマークのデザインは監督員に確認すること								
10章 その他 項目 特記事項 ① はくさん週休2日工事 1) 適用 工事現場において週休2日に取り組む「はくさん週休2日工事」（以下、「週休2日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休2日の工事の定義（様式）等については、白山市建設部監理課HPの「はくさん週休2日工事 実施要領」を参照すること。 ※ 発注者指定型 2) 発注者指定型の内容 (1) 受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 (2) 受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式2を標準とする。）に記入し、監督員に提出・共有すること。 (3) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。 (4) 受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。 (5) 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 (6) 当初設計において、週休2日（4週8休以上、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正している。 (7) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、(6)の補正分を減額する。 なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。								
工事名 松任消防署仮眠室改修工事 図面名 建築改修工事仕様書 その4 図面番号 A-05								



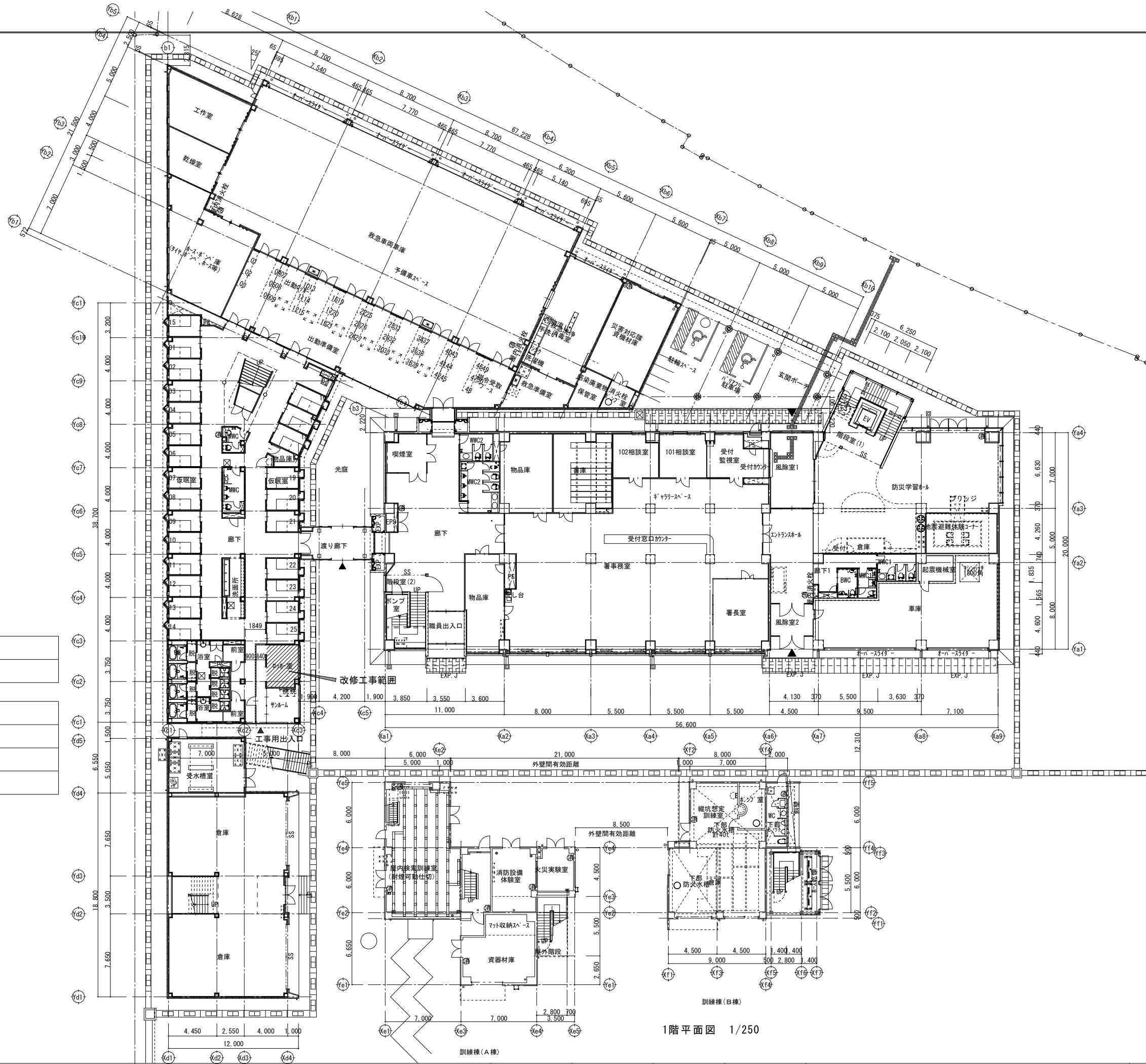


付近見取り図

36.17  
35.41



配置図



改修工事概要  
既存のホールを仮眠室に改修

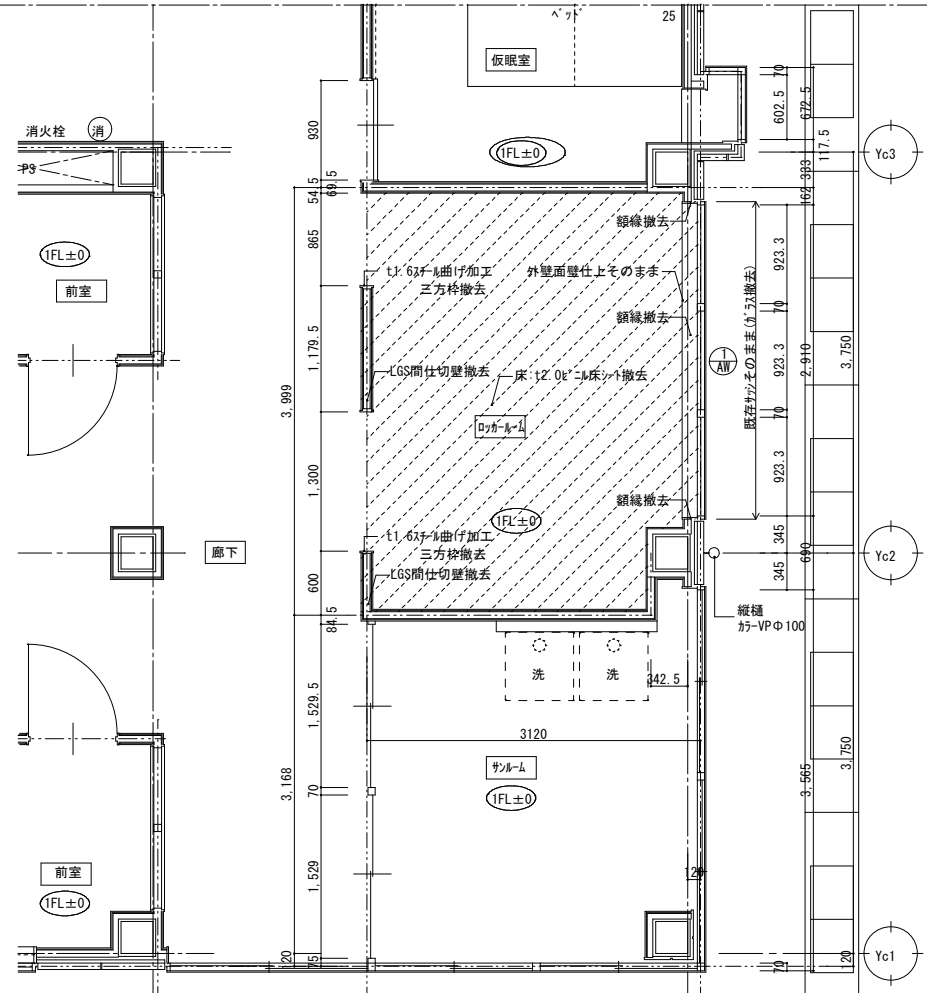
仮設 凡例	
	仮設 間仕切壁 (LGS65下地両面t12.5PB貼)
	仮設 木製片開き戸
	工事用出入口

1階平面図 1/250

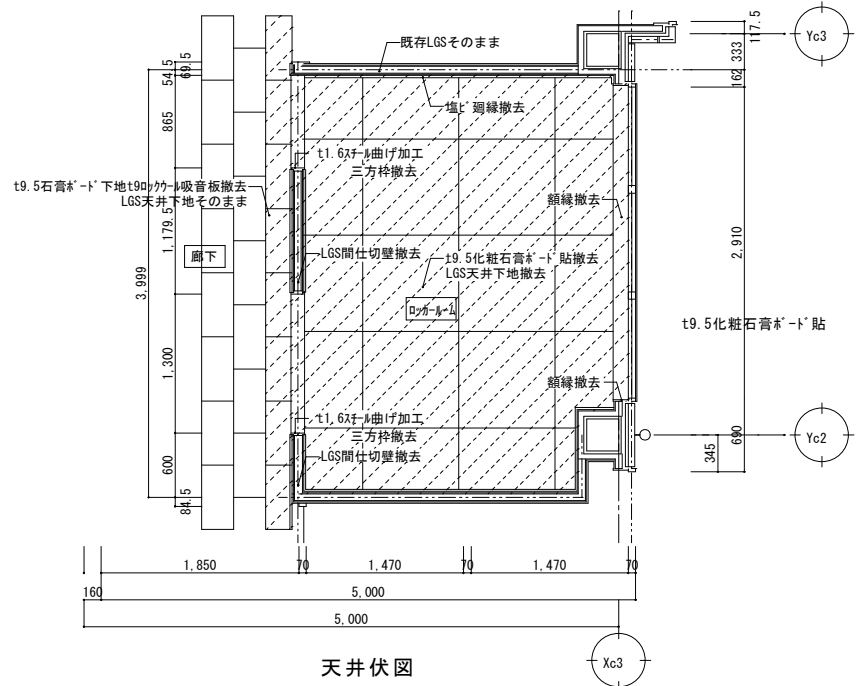
階	室名		床				巾木		壁			天井		廻り縁	天井高	備考	室名			
			床高さFL[1]	下地	仕上	撤去	仕上	高さ	下地	腰高さ	上壁仕上	撤去	撤去					撤去	撤去	
1階	ロカールム	既存	±0	土間コンクリート	そのまま	t2.5tニール床シート貼	撤去	硬質合成樹脂巾木撤去	70	LGS 一部撤去	▷	t9.5+12.5石膏ボード下地ニール貼	撤去	LGS 撤去	t9.5化粧石膏ボード貼	撤去	塩ビ製撤去	2500	天井ITコ撤去、天井換気扇撤去	ロカールム
	仮眠室	改修	±0			t2.5tニール床シート貼	新設	硬質合成樹脂巾木新設	70	LGS 一部新設	▷	t9.5+12.5石膏ボード下地ニール貼	新設	LGS 新設	t9.5石膏ボード下地t90tタテ吸音板	新設	塩ビ製新設	2500	ベッド、カーテンボックス、ロールスクリーン(774遮光)壁掛けエアコン、天井換気扇	仮眠室
	廊下	既存	±0	土間コンクリート	そのまま	t2.5tニール床シート貼	一部撤去	硬質合成樹脂巾木一部撤去	70	LGS 一部撤去	▷	t9.5+12.5石膏ボード下地AEP塗	一部撤去	LGS そのまま	t9.5石膏ボード下地t90tタテ吸音板	一部撤去	塩ビ製一部撤去	3000		廊下
	廊下	改修	±0			t2.5tニール床シート貼	一部新設	硬質合成樹脂巾木一部新設	70	LGS 一部新設	▷	t9.5+12.5石膏ボード下地AEP塗	一部新設	LGS そのまま	t9.5石膏ボード下地t90tタテ吸音板	一部新設	塩ビ製一部新設	3000		廊下

改修前

凡例  
解体範囲



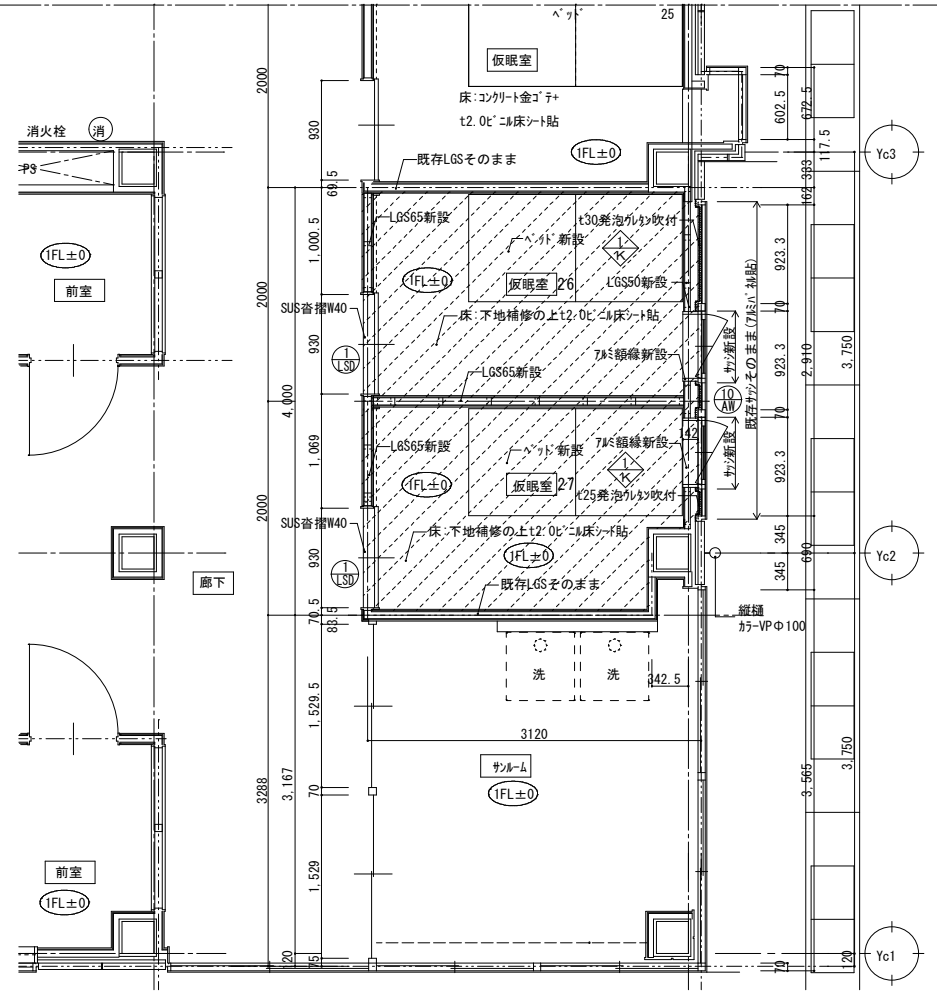
平面図



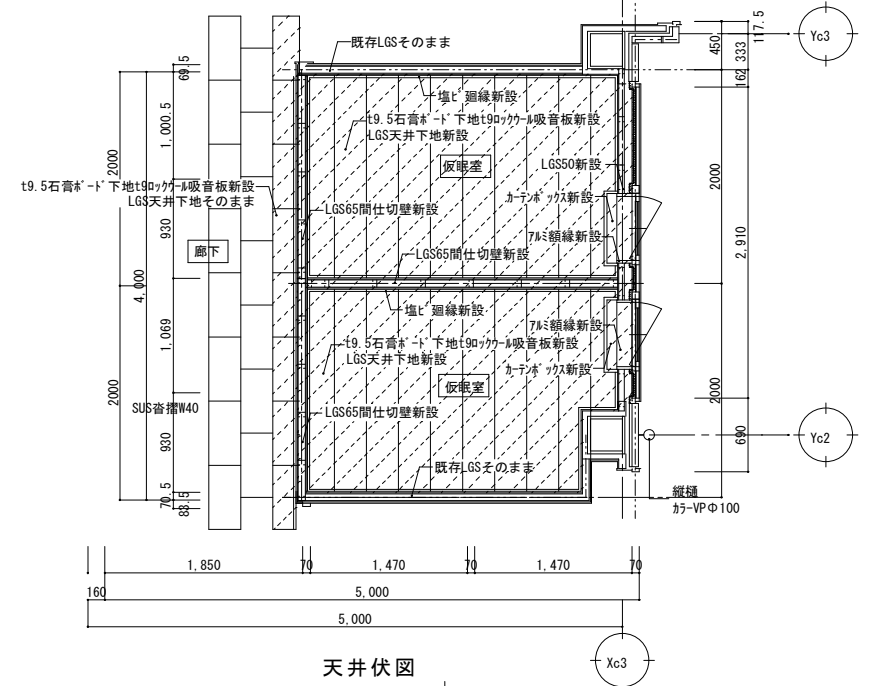
天井伏図

改修後

凡例  
改修範囲



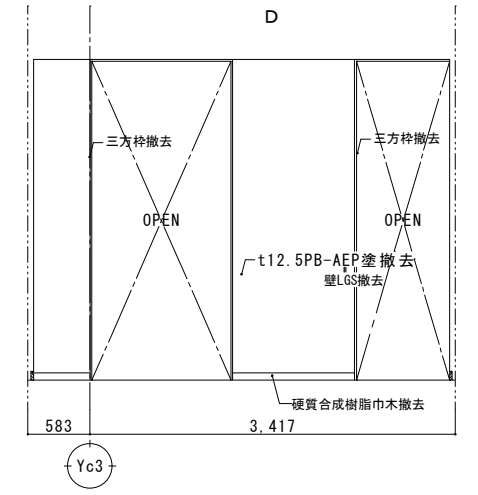
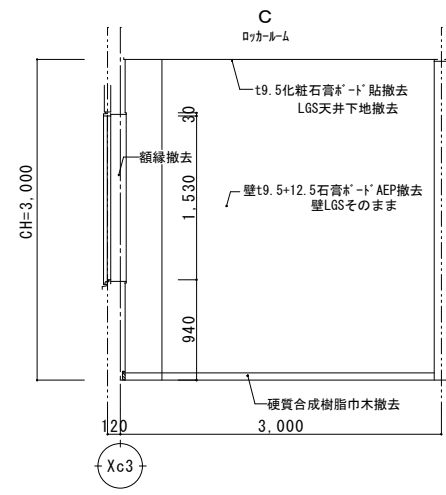
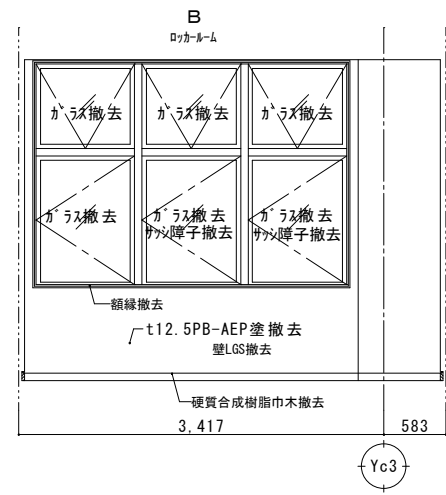
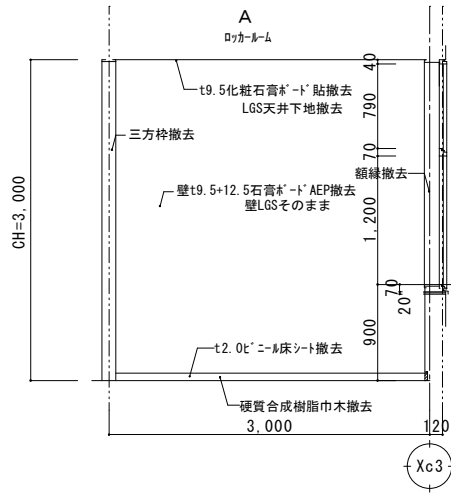
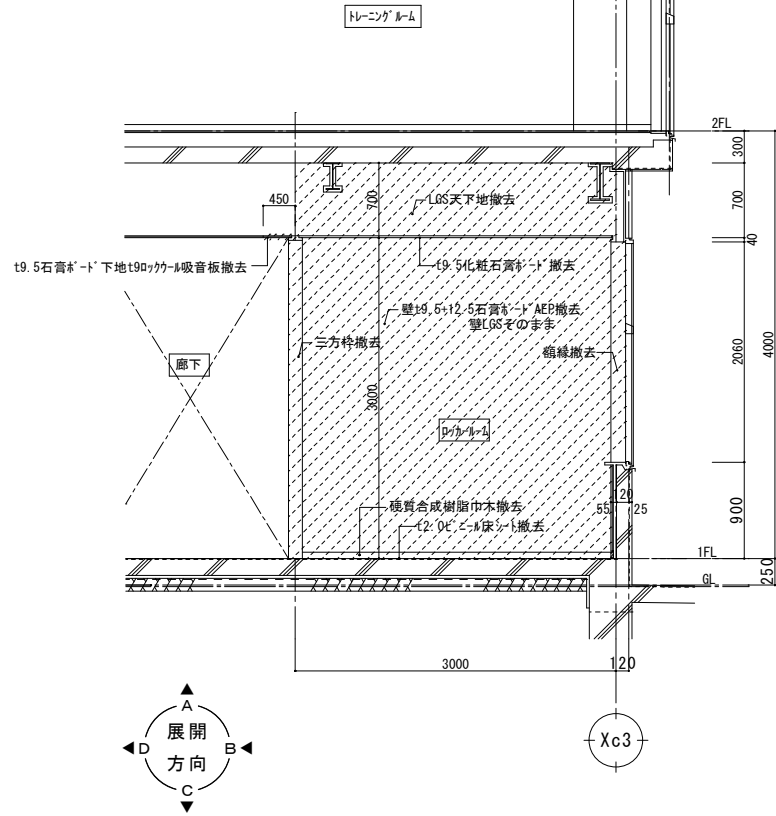
平面図



天井伏図



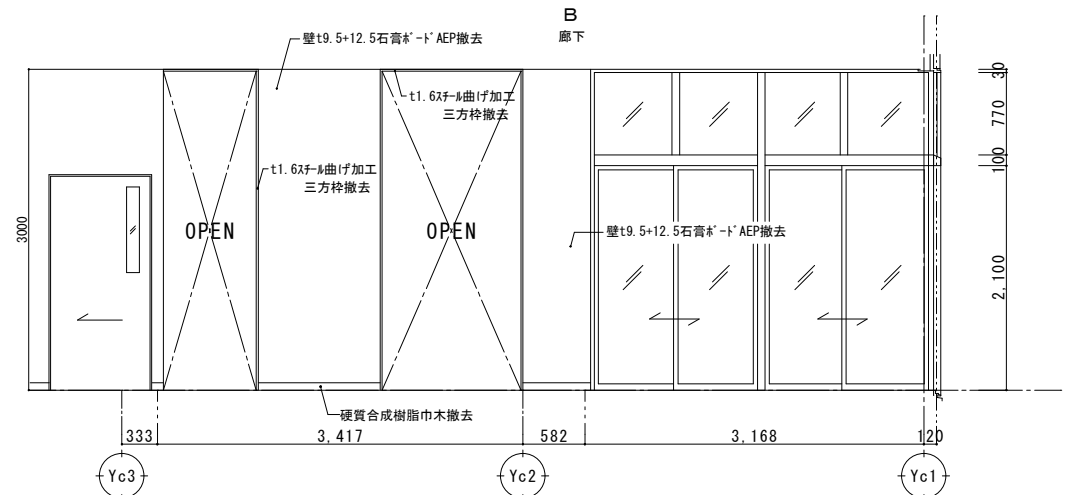
改修前



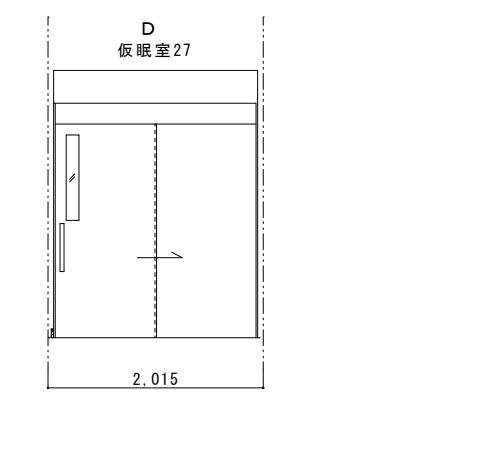
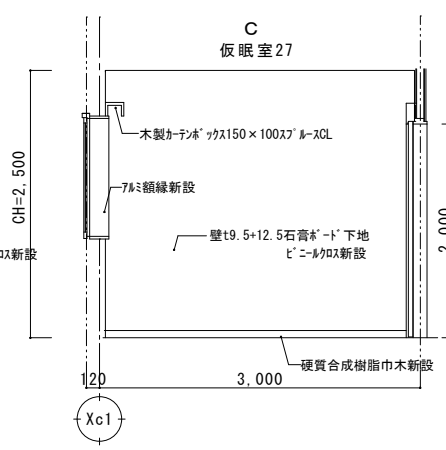
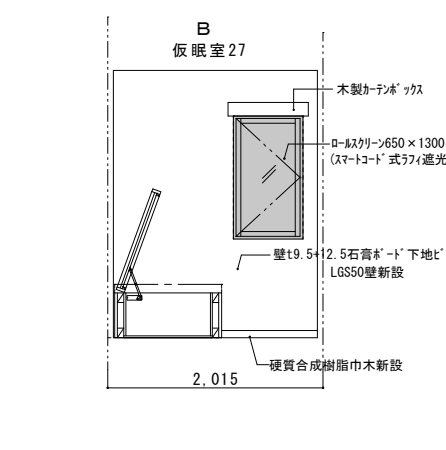
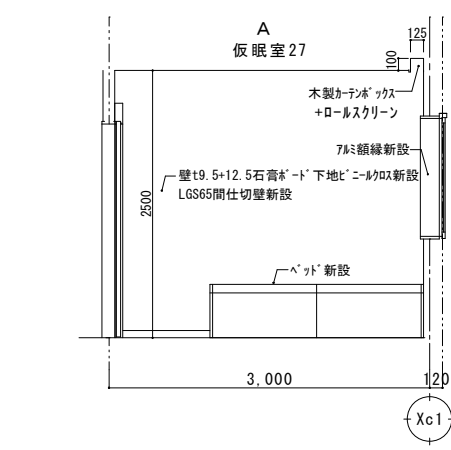
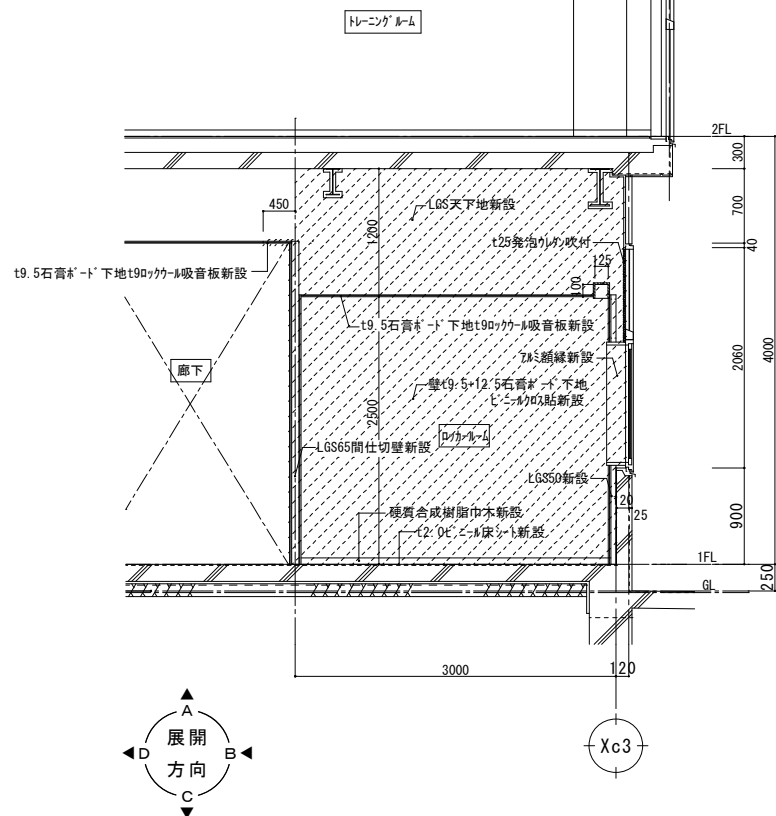
凡例

解体範囲

室名	ロッカールーム
床	コンクリート金コテ押エー t2.0ビニル床シート貼撤去
巾木	硬質合成樹脂巾木 撤去
壁	t9.5+t12.5PB-AEP塗 撤去 t12.5PB-AEP塗 撤去
天井	t9.5化粧石膏ボード貼 撤去
廻縁	塩ビ廻縁 撤去



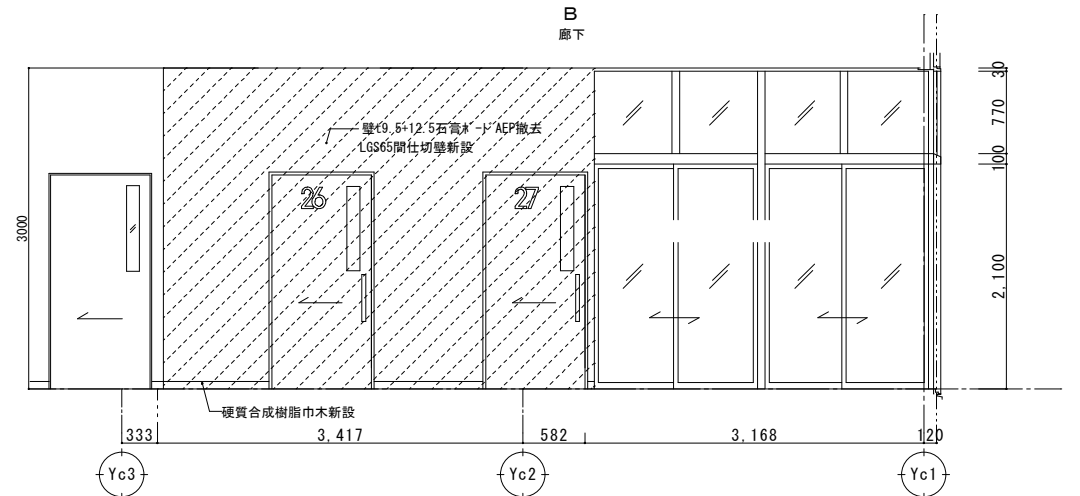
改修後



凡例

改修範囲

室名	仮眠室
床	t2.0ビニル床シート貼新設
巾木	硬質合成樹脂巾木H=70 新設
壁	t9.5+t12.5PB-ビニルクロス貼 新設
天井	t9.5化粧石膏ボード下地t9.0吸音板新設
廻縁	塩ビ廻縁 撤去 新設



改修前

既存建具図 1/50

1	符号	① AW	取付箇所	ロッカー室	1		1	
2	形式	既存 ランマ外倒し付片開き窓			2		2	
3	数量	1			3		3	
4	見込	70			4		4	
5	材料	7ルミ			5		5	
6	硝子	FL5+A+FL5 撤去			6		6	
7	塗装	-			7		7	
8	附属金物				8		8	
9	摘要				9		9	

改修後

新設建具図 1/50

1	符号	⑩ AW	取付箇所	仮眠室	1	① LSD	仮眠室	1		
2	形式	縦じり窓			2	片引きハンガ-フラッシュ戸			2	
3	数量	1			3	2			3	
4	見込	70			4	枠:120 扉:40			4	
5	材料	7ルミ			5	枠: t 1.6化粧鋼板 扉: t 0.8化粧鋼板			5	
6	硝子	縦出し窓: FL5+A+FL5 t2.07ルミ'ネル			6	F4			6	
7	塗装	-			7	SOP			7	
8	附属金物				8	自閉装置、制動装置 三方枠 押棒(ステンレス L=600), CL			8	
9	摘要				9	ハンガ-戸用金物一式			9	

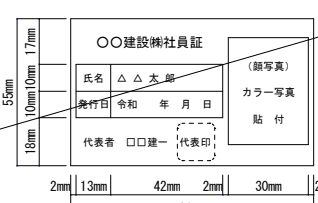
新設サイン図 1/50

1	符号	① S	取付箇所	仮眠室	1	② S	取付箇所	仮眠室	
2	名称	仮眠室ハンガ-サイン			2	名札プレート			
3	数量	2			3	2			3
4	材質	MF貼サイン			4				4
5	建具				5				5
6	金物				6				6
7	備考				7				7

新設家具図 1/50

1	符号	① K	取付箇所	1階 仮眠室	1	符号	① K	取付箇所	1階 仮眠室
2	名称	収納付ベッド			2	名称	収納付ベッド		
3	数量	2			3	数量	2		
4	材質	上面: スタイロ置 側板: ベッド内部: 合板ワック			4	材質	上面: スタイロ置 側板: ベッド内部: 合板ワック		
5	建具	堅木框UC塗装下地合板貼			5	建具	堅木框UC塗装下地合板貼		
6	金物	LAMPハンガ-LDH2226H ビ7/丁番			6	金物	LAMPハンガ-LDH2226H ビ7/丁番		
7	備考				7	備考			



章	項 目	特 記 事 項														
●	35 耐震施工	次に示す事項を除き、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」による。 (2.1.13) 1) 設計用水平地震力 機器の重量（kN）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 （ ）内の値は水槽類（オイルタンク等を含む）に適用する。 < > 内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置に介して設置される機器）に適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>○ 甲類（重要機器、一般機器）</th> <th>◎ 乙類（重要機器、一般機器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5 &lt; 2.0 &gt;</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0 &lt; 1.5 &gt;</td> </tr> <tr> <td>一階及び地下階</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 上層階の定義は次による。 2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (注2) 天井面（上階床）から支持する機器は上階の設計用標準水平震度を適用する。 2) 設備機器の設置や配管等の支持方法は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）による。 3) 重量1kN以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。 36 電気工事事 500kW以上の自家用電気工作物においては第一種電気工事士により施工を行うように努める。 37 電線本数・管路 分電盤、制御盤、端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は機能を優先し、図面と多少相違しても差し支えない。ただし、事前に監督員の承諾を得ること。また、機械室の露出配線は、金属管にて施工し、全長にわたって接地線を設ける。	設置場所	耐震安全性の分類		○ 甲類（重要機器、一般機器）	◎ 乙類（重要機器、一般機器）	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5 < 2.0 >	中間階	1.5	1.0 < 1.5 >	一階及び地下階	1.0 (1.5)	1.0
	設置場所	耐震安全性の分類														
		○ 甲類（重要機器、一般機器）	◎ 乙類（重要機器、一般機器）													
	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5 < 2.0 >													
中間階	1.5	1.0 < 1.5 >														
一階及び地下階	1.0 (1.5)	1.0														
38 名札の義務	請負金額10,000千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。 															
39 退職金共済制度	受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。															
40 過積載等の防止	1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡七を受ける等、過積載を助長しないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。 6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。 7) 1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。															
41 景観への配慮	本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。 ● 重点事業 ● 一般事業															
42 総合評価方式における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の															
43 電子納品	・ 行う（「電子納品仕様書」による。） ・ 行わない 電子納品仕様書 1 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営繕工事電子納品要領</td> <td>(令和3年版)</td> </tr> <tr> <td>官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】</td> <td>(令和4年版)</td> </tr> </tbody> </table> 基準・要領類のダウンロード <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html</a> 2 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで2部納品する。 3 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。 工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。	名 称		営繕工事電子納品要領	(令和3年版)	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】	(令和4年版)									
名 称																
営繕工事電子納品要領	(令和3年版)															
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】	(令和4年版)															

章	項 目	特 記 事 項
●	44 公共事業労務費調査の協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力を要する。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む） 1) 経費の負担 この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の以外は、受注者の負担とする。
	45 事故の補償	
	46 その他	
	1 照明用ポール	開閉器の内蔵 ・ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ ・ なし（取付板のみ） (1.4.2(14))
	2 分電盤等	1) キャビネット材質、仕上げ 屋内形 ・ 鋼板 ・ ステンレス ・ 焼付塗装（ ・ 指定色 ・ 製造者標準色 ） 屋外形 ・ 鋼板 ・ 鋼板製溶融亜鉛めっき ・ 鋼板製亜鉛溶射 ◎ ステンレス ・ 焼付塗装（ ・ 指定色 ・ 製造者標準色 ） 2) 電力量計 ・ 検定付 ・ 無検定 (1.7.6) 3) 分岐回路の接地線は遮断器等の負荷側近くに接地線用端子又は接地用銅帯を設けて回路毎に接続すること。 4) 樹脂製の開閉器箱等には接地端子を設けること。
	3 電気自動車用充電装置	・ 急速 ・ 普通（定格電圧 ・ 100V ・ 200V ） (1.14.1)
	4 電線の接続	高圧ケーブルの端末処理にはシュリンクバック対策を施すこと。 (2.1.1)
	5 配管引込部	地盤変位への対応 ・ 小規模 ・ 中規模 ・ 大規模 (2.1.13(5))
	6 導入線	長さ1m以上の通線しない配管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。 (2.2.9(3))
	7 管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路、高圧ケーブル、幹線ケーブルは◎60cm ・ cm）、その他は（ ・ 60cm ・ cm）とする。舗装がある場合は、舗装下面（舗装厚さが100mm以上の場合には100mmの位置）からとする。 (2.12.2)
8 標識シート等	1) 地中配線に標識シート（倍折）を敷設する。 (2.12.4) 2) 埋設標（ ・ コンクリート製 ・ 樹脂製 ・ 鉄製 ） ・ 要（図示位置設置） ・ 不要 (2.12.5)	
9 雷保護接地極	・ 板状 ・ 垂直 ・ 水平 ・ 環状 ・ 網状 ・ 構造体利用 (2.17.4)	
10 施工の試験	1) 構造体利用等の接地極における接地抵抗測定の時期及び回数（ ） (2.18.2) 2) 一般照明の照度測定を ・ 行う（改修は対象室の改修前後） ・ 行わない 改(2.1.1(4))	
○ 受変電設備	1) キュビクル式配電盤等 1) キャビネット材質、仕上げ及び電力量計は、電力設備の分電盤等による。 (1.1.3) (1.1.5) 2) 温度上昇性能試験を ・ 行う ・ 行わない (1.9.1) 2 交流遮断器 操作方式 ・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式 (1.1.6(1)) 3 高圧進相コンデンサ等 1) 進相コンデンサ絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド ・ ガス（SF6は除く） (1.1.6(2)) 2) 直列リアクトル絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド (1.1.6(3))	
○ 電力貯蔵設備	1 直流電源装置 用途 ・ 非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・ 受変電設備制御電源専用 ・ 非常用照明器具電源専用 蓄電池 ・ HSE型鉛蓄電池 ・ MSE型鉛蓄電池 ・ 長寿命MSE型鉛蓄電池 2 交流無停電電源装置 ・ 常時インバータ方式 ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式 (2.2.1) 停電補償時間 分 (2.2.7) 3 電力平準化用蓄電装置 1) 機能（電力平準化機能、電力補償機能及び放電停止機能）は図示による。 (2.3.1(2)) 2) 蓄電池 ・ リチウム二次電池 ・ 鉛蓄電池 (2.3.5(1)) 3) 蓄電池の容量、期待寿命、放電回数及び放電時間は図示による。 (2.3.5(2))	
○ 発電設備	1 ディーゼル発電装置 運転時間 時間 (1.1.1(5)) 2 太陽光発電装置 1) 自立運転を ・ 行う ・ 行わない (1.7.1(3)) 2) 太陽電池アレイの公称出力は、図示による。 (1.7.2(2)) 3 その他 1) 燃料油の種類及び配管等材料は、図示による。 (1.1.7.1)(1.1.8) 2) 系統連系を ・ する ・ しない (1.4.1(2))等	

章	項 目	特 記 事 項
●	1 端子盤等	キャビネット材質、仕上げ及び電力量計は、電力設備の分電盤等による。 (1.4.2)
	2 機器仕様	詳細機器仕様は、図示による。 (1.5.1)等
○	3 標識シート等	標識シート等は、電力設備の標識シート等による。 (2.11.3)
	4 テレビ共同受信設備	受信調査を ・ 行う（ ・ チャンネル） ・ 行わない (2.19.3)
○	1 警報盤	信号の伝送方式は、図示による。 (1.2.1)
	2 記録装置	印字方式は、図示による。 (1.4.4)
工事名		番号
松任消防署仮眠室改修工事		E-特02
図面名		縮尺
工事仕様書（電気設備） 2 / 3		_____

章	項目	特記事項																																																																
●	1 接地極	<p>接地極の材料は下記による。なお接地棒EB(14φ)の長さは1,500mm以上とし、10φは、L=1,000mm以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>EA EB EC ED</td> <td>Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>EA EC ED</td> <td>Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ A 種</td> <td>EA</td> <td>10 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ B 種</td> <td>EB</td> <td>Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ C 種</td> <td>EC</td> <td>10 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ D 種</td> <td>ED</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (14φ) × 連一組</td> </tr> <tr> <td>・ D種 ELCB用</td> <td>ED<sub>ELCB</sub></td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (14φ) × 連一組</td> </tr> <tr> <td>・ 高圧避雷器</td> <td>ELH</td> <td>10 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ 低圧避雷器</td> <td>ELL</td> <td>10 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ 雷保護設備</td> <td>EL</td> <td>50 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ 構造体接地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 交換機用</td> <td>Et</td> <td>Ω以下</td> <td>EB (14φ) × 連一組</td> </tr> <tr> <td>・ 通信用</td> <td>EAt</td> <td>10 Ω以下</td> <td>・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×</td> </tr> <tr> <td>・ 通信用</td> <td>EDt EDa</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (14φ) ×</td> </tr> <tr> <td>・ 測定用</td> <td>E0</td> <td></td> <td>EB (14φ) ×</td> </tr> </tbody> </table>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	・ 共同接地	EA EB EC ED	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ 共同接地	EA EC ED	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ A 種	EA	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ B 種	EB	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ C 種	EC	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ D 種	ED	100 Ω以下	EB (14φ) × 連一組	・ D種 ELCB用	ED <sub>ELCB</sub>	100 Ω以下	EB (14φ) × 連一組	・ 高圧避雷器	ELH	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ 低圧避雷器	ELL	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ 雷保護設備	EL	50 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ 構造体接地				・ 交換機用	Et	Ω以下	EB (14φ) × 連一組	・ 通信用	EAt	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×	・ 通信用	EDt EDa	100 Ω以下	EB (14φ) ×	・ 測定用	E0		EB (14φ) ×
	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																														
・ 共同接地	EA EB EC ED	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ 共同接地	EA EC ED	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ A 種	EA	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ B 種	EB	Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ C 種	EC	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ D 種	ED	100 Ω以下	EB (14φ) × 連一組																																																															
・ D種 ELCB用	ED <sub>ELCB</sub>	100 Ω以下	EB (14φ) × 連一組																																																															
・ 高圧避雷器	ELH	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ 低圧避雷器	ELL	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ 雷保護設備	EL	50 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ 構造体接地																																																																		
・ 交換機用	Et	Ω以下	EB (14φ) × 連一組																																																															
・ 通信用	EAt	10 Ω以下	・ EB (14φ) × 連一組 ・ EP-900 ×																																																															
・ 通信用	EDt EDa	100 Ω以下	EB (14φ) ×																																																															
・ 測定用	E0		EB (14φ) ×																																																															
●	2 照明器具の接地	照明器具（防災用を含む）には全て接地を施すこと。接地を接続する端子等が無い照明器具の接地線の端末は絶縁処理を行なうこと。また、送り配線の場合は送り接続を行ない接続部は絶縁処理を施すこと。																																																																
	3 接地線	接地線は緑色、緑/黄又は緑/色帯のEM-IE電線等とする。ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。																																																																
④	その他	<p>1) 屋外に使用する鋼製配管 内外面に溶融亜鉛めっき（付着量300g/m<sup>2</sup>以上）を施した厚鋼電線管を使用すること。</p> <p>2) 可とう性を必要とする箇所の配管 隠ぺい部分を除き屋内外共に耐候性を有するPF管（複層形）を使用すること。また、埋設配管から立上る箇所等においても、PF管（耐候性を有する複層形を除く）やFEP管が露出とならないように異種管と接続する箇所は埋設部分で行なうこと。</p> <p>3) 電動機等との接続に用いる配管 可とう性を有する配管とし屋内は金属製、屋外や屋内の湿気がある箇所では耐候性を有するPF管（複層形）を使用すること。ただし、熱や機械的強度が必要な箇所については監督員との協議によること。</p> <p>4) 配管の支持 露出配管の配管支持部材は耐薬品性等を必要とする箇所を除き鋼製の部材を使用すること。また、チャンネルやベース等を用いて造管材から一定程度離して敷設すること。</p> <p>5) 合成樹脂管の支持点間の距離 呼称サイズが42以下の硬質塩化ビニル電線管の支持点間の距離は次によること。 ・ 22以下 700mm以下 ・ 28、36 1,000mm以下 ・ 42 1,200mm以下 露出配管となる樹脂製可とう電線管の支持点間の距離は次によること。 ・ 700mm以下</p> <p>6) 屋外に設置するプルボックス 金属製のものにはステンレスとし水切り防水型を使用すること。</p> <p>7) 電線類の区別 一般回路や自家発電及びUPS回路等が混在する場合、EM-EFFケーブルを各回路・設備ごとに色別区分すること。また、EM-UTPケーブル等を使用する各設備（構内情報、ITV、電気錠設備等）についても同様とする。色の指定は監督員との協議によること。</p> <p>8) フリーアクセスフロア内の配線 ケーブル接続部材の使用しない端子部等には防塵措置（カバー等）を施すこと。</p> <p>9) コンセント等の表示 フラッシュプレート等に分電盤名称及び回路番号等を明示すること。明示方法等については監督員との協議によること。また、一般回路や自家発電及びUPS回路等が混在する場合、各回路・設備ごとに色別区分すること。情報コンセント等についても同様とする。色の指定は監督員との協議によること。</p> <p>10) 埋込式のボール灯 地中埋設配管はボール側面部の入線孔から挿入すること。</p>																																																																

章	項目	特記事項
●	⑤ はくさん 週休2日工事	<p>1) 適用 工事現場において週休2日に取り組む「はくさん週休2日工事」（以下、「週休2日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休2日の工事の定義(様式)等については、白山市総務部監理課HPの「はくさん週休2日工事 実施要領」を参照すること。</p> <p>2) 発注者指定型の内容 (1) 受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 (2) 受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表(様式2を標準とする。)に記入し、監督員に提出・共有すること。 (3) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。 (4) 受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。 (5) 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 (6) 当初設計において、週休2日(4週8休以上、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正している。 (7) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、(6)の補正分を減額する。 なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。</p>
●	⑥ 余裕期間制度 試行工事	<p>1) 適用 ・ 対象 ○ 対象外</p> <p>2) 余裕期間制度対象工事の内容 (1) 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。 (2) 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 (3) 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 (4) 工期は受注者が任意で設定した着工日及び完成日を記載する。 (5) 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 (6) 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。)に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 (7) 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。 (8) 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 (9) 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 (10) その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領によるものとする。</p> <p>(着工日の期限) 契約締結日から起算して ヶ月以内</p>

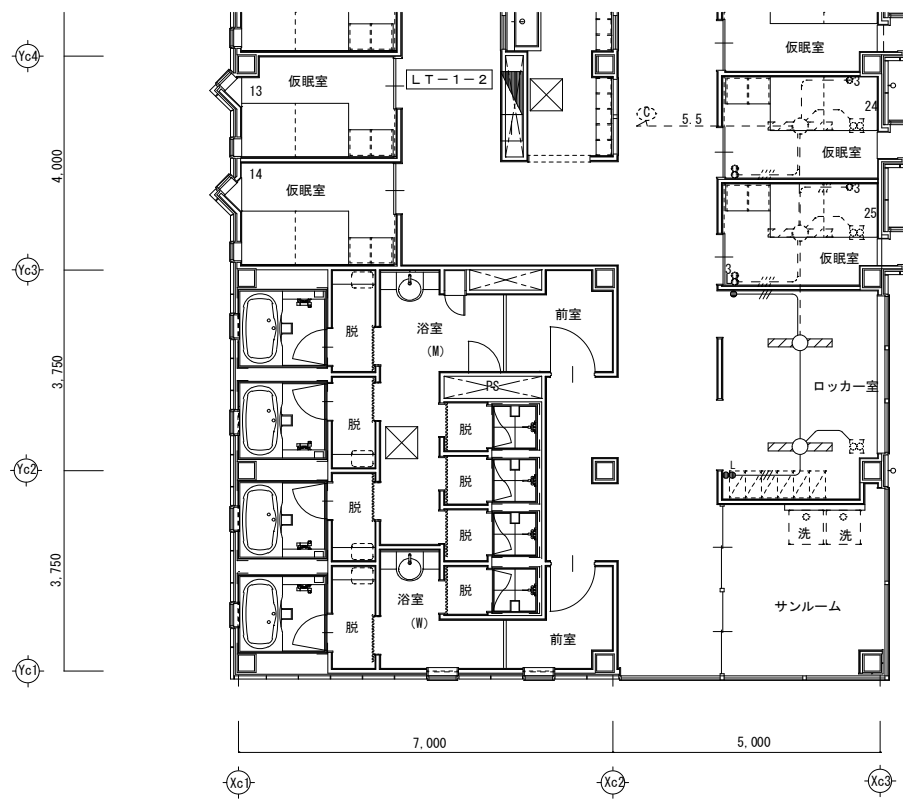
(別表-1) 他工事との取り合い

工 事 内 容		電気	機械	建築	備 考
開	はり・床・壁貫通部(RC造)	補強筋			● 建築図面に図示
		スリーブ、仮枠、穴埋共	●		S造は建築
口	埋込形分電盤・端子盤・プルボックス	補強筋			● 建築図面に図示
		仮枠	●		
部	天井、壁ボード類の軽量鉄骨下地補強(埋込形照明器具用)	下地補強			● 建築図面に図示
		ボード類切込み	●		
軽量鉄骨へのボックス取付金具及びその取付		●			
既成間仕切りへの位置ボックス及びその取付				●	
発電機、配電盤及び制御盤等の基礎				●	
避雷針・TVアンテナの屋土コンクリート基礎(自立型の場合)				●	
配管ピット及びふた				●	
床・壁・天井の点検口				●	建築図面に図示
自動扉、電動シャッター、防火ドア等制御盤の一次側配管配線		●			※1
実験台付属のコンセントなどへの接続(直接に接続するもの)		●			
機械設備機器付属の制御盤への電源供給の配管配線		●			一次側
機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)			●		二次側
制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線		●			
機械設備機器と付属操作スイッチとの渡り配管 ※2		●			天吊FCU、換気扇等

※1 二次側配線、配管及びシャッター、防火ドア、自動扉は建築工事  
※2 天井内いんべい配線が行なえる部分の配管は機械工事

工事名 松任消防署仮眠室改修工事	番号 E-特03
図面名 工事仕様書(電気設備) 3/3	縮尺 _____





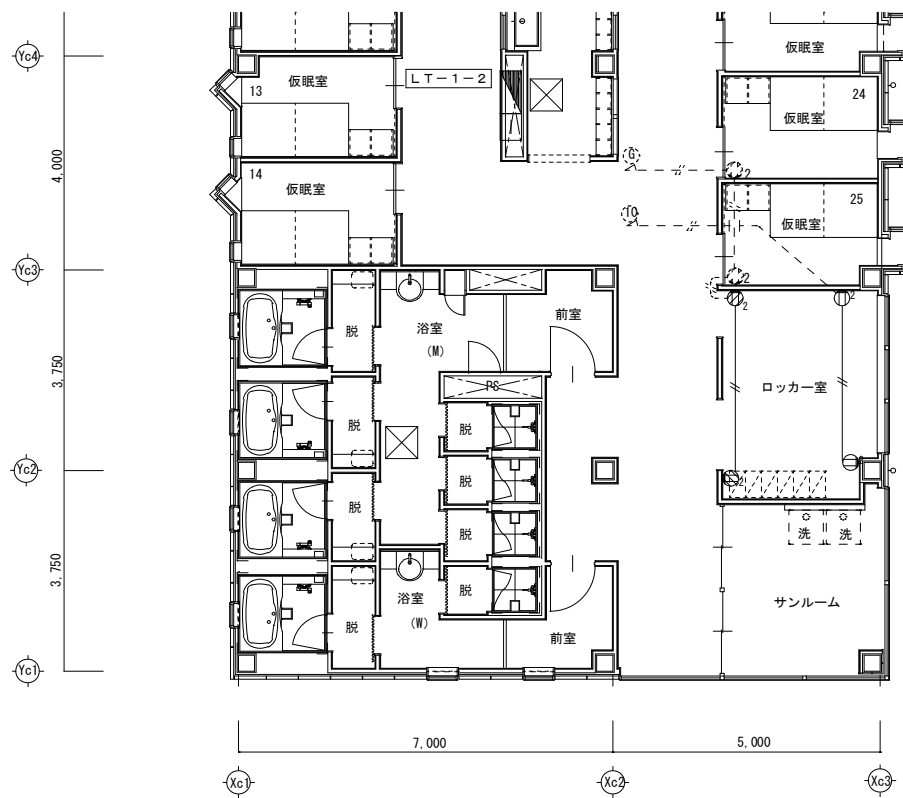
電灯設備1階平面図(改修前)

- 凡例(特記なきは撤去とする。)
- EM-EEF1.6-2C 天井内(壁内PF管は残置)
  - EM-EEF1.6-3C 天井内(壁内PF管は残置)
  - タンブラスイッチ 1P15Ax1
  - タンブラスイッチ 1P0.5A(L)x1+1P15Ax1
  - FHF32Wx1 埋込形(発電機回路)
  - 天井換気扇(機械設備)



電灯設備1階平面図(改修後)

- 凡例(特記なきは新設とする。)
- EM-EEF1.6-2C 天井内
  - EM-EEF1.6-3C 天井内
  - EM-EEF1.6-3C 天井内(壁内PF管は既設)
  - EM-EEF1.6-2Cx2 天井内(壁内PF管は既設)
  - タンブラスイッチ 3W15Ax1
  - タンブラスイッチ 1P0.5A(L)x1+3W15Ax1
  - LRS6-4-30-LN(発電機回路)
  - 天井換気扇(機械設備)



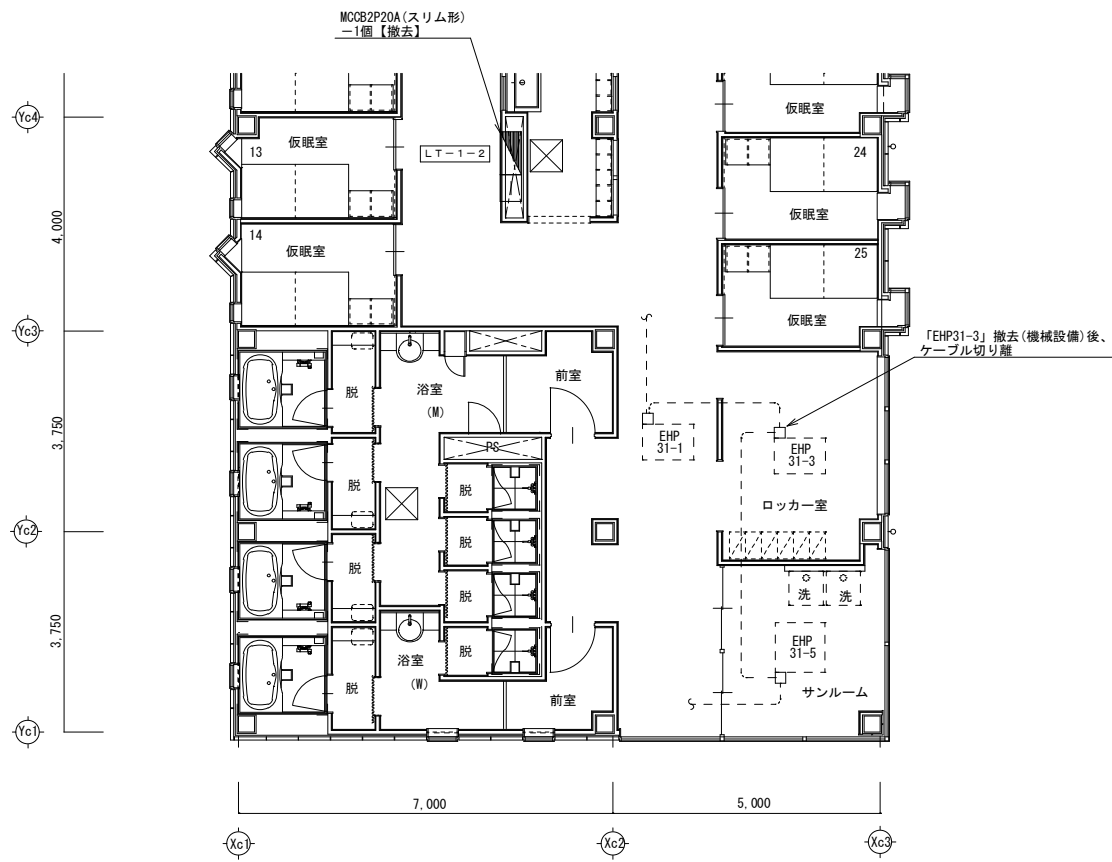
コンセント設備1階平面図(改修前)

- 凡例(特記なきは撤去とする。)
- EM-EEF2.0-2C 天井内(壁内PF管は残置)
  - ①<sup>2</sup> 埋込コンセント 2P15Ax2
  - ②<sup>2</sup> 埋込コンセント 2P15Ax2(発電機回路)

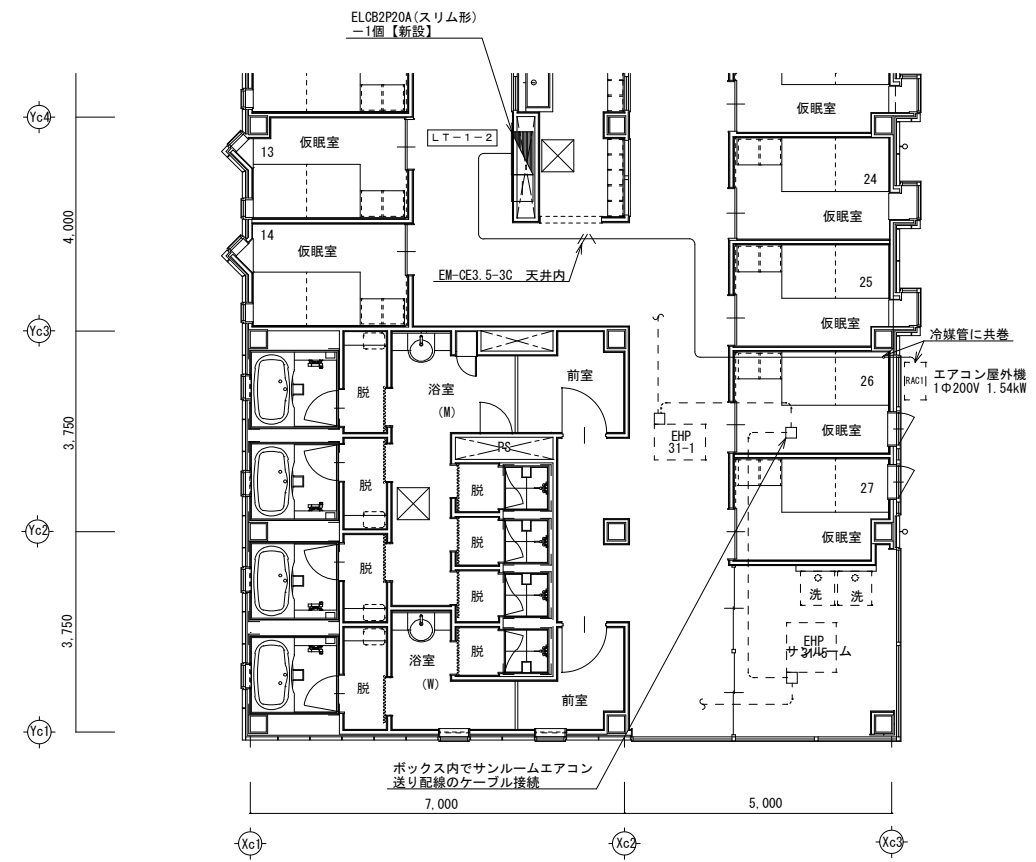


コンセント設備1階平面図(改修後)

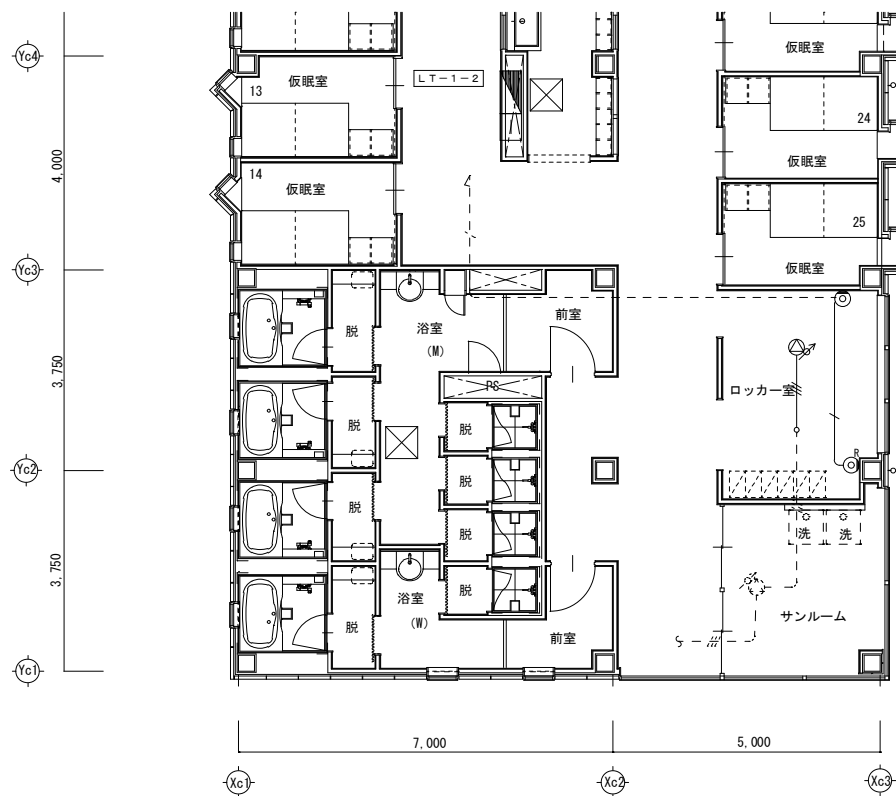
- 凡例(特記なきは新設とする。)
- EM-EEF2.0-2C 天井内(壁内PF管は残置)
  - ①<sup>2</sup> 埋込コンセント(金属プレート付) 2P15Ax2
  - ②<sup>2</sup> 埋込コンセント(金属プレート付) 2P15Ax2(発電機回路)
  - フラッシュプレート(金属・角・ブランク)



空調電源設備1階平面図(改修前)



空調電源設備1階平面図(改修後)



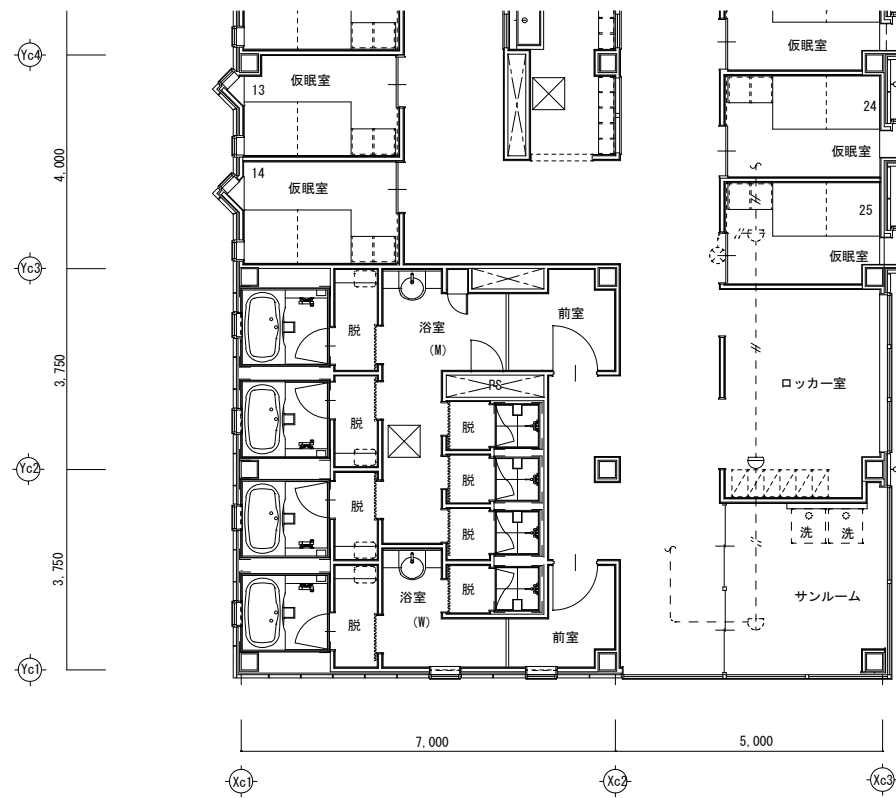
非常放送・テレビ共同受信設備1階平面図(改修前)

- 凡例(特記なきは撤去とする。)
- 非常放送設備
- EM-HP1.2-3C 天井内
  - 既設ケーブル切断部
  - 天井埋込スピーカ SC6Hi-1W-V3
- テレビ共同受信設備
- EM-S-5C-FBC 天井内(壁内PF管は残置)
  - 直列ユニット(中間型)
  - 直列ユニット(端末型)



非常放送・テレビ共同受信設備1階平面図(改修後)

- 凡例(特記なきは新設とする。)
- 非常放送設備
- EM-HP1.2-3C 天井内
  - 天井埋込スピーカ SC6Hi-1W-V3
- テレビ共同受信設備
- 導入線(PF16) 天井内(既設壁内PF管は再利用)
  - コンセントプレート(2通用)にblankチップ



自動火災報知設備1階平面図(改修前)

凡例(特記なきは撤去とする。)  
 差動式スポット型感知器

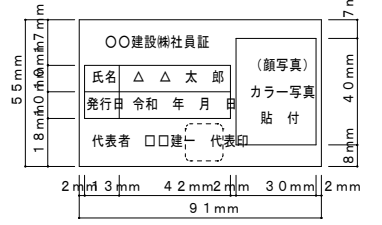


自動火災報知設備1階平面図(改修後)

凡例(特記なきは新設とする。)  
 EM-AEO.9-2C 天井内(壁内はPF16)  
 EM-AEO.9-4C 天井内  
 差動式スポット型感知器 2種・露出・戸外表示灯回路付  
 戸外表示灯(壁埋込形)  
 アウトレットボックス 中形四角浅形



章 項目	特 記 事 項																				
9 埋め戻し土	・ 根切り土の中の良質土（ただし、管の周囲は山砂） ・ 山砂 （4. 2. 1（オ））																				
10 建設発生土の処理	・ 現場内処理（ ・ 構内指示場所に堆積 ・ 構内指示場所に敷き均し） ・ 場外搬出適正処理（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。） 指定（想定）搬出先 受入場所： 受入時間帯： 時 分 ～ 時 分 仮置き等：																				
11 はつり	1) 放射線透過検査を ・ 行う ・ 行わない（但し、非破壊検査にて鉄筋探査は行うこと。） 2) 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則として、ダイヤモンドカッターによる。 (改4. 1. 3)																				
12 あと施工アンカー	埋込配管等の探査、性能確認試験及び施工後確認試験を行なうこと。 (改5. 2. 1) (改5. 2. 3)																				
13 県内産材料	白山市野々市広域事務組合建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第7条7項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。																				
14 材料検査	請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。 ・ 熱源機器 ・ 空調機器 ・ ポンプ類 ・ ダクト及び付属品 ・ 衛生器具 ・ タンク類 ・ 消火機器 ・ 合併処理槽 ・ 厨房機器 ・																				
15 工事写真等の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）による。 2) 請負契約約款第14条第3項に定める工事写真は次のとおり。 ○ 地中埋設配管部 ・ ○ 基礎の基礎及びアンカーボルト埋設部 ・ 塗装工程 ○ 保温工程 ・ ○ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所 ・ 躯体スリーブ ○ 防火区画貫通処理部 3) 区分による規格、枚数、部数は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>100×148程</td> <td>監督員の指示による</td> <td>1部</td> <td>工事期間中は現場事務所に整理保管し、</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>85×115程</td> <td>監督員の指示による</td> <td>1部</td> <td>工事完成時に提出する。</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>100×148程</td> <td>監督員の指示による</td> <td>2部</td> <td>A4用紙に整理したもの</td> </tr> </tbody> </table> 4) 完成写真の撮影は、次による。 ・ 建築写真撮影業者 ・ 建築写真撮影業者以外 5) 写真はA4用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。 6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。	区分	規格	撮影枚数	部数	備 考	着工前	100×148程	監督員の指示による	1部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、	工事中	85×115程	監督員の指示による	1部	工事完成時に提出する。	完成時	100×148程	監督員の指示による	2部	A4用紙に整理したもの
区分	規格	撮影枚数	部数	備 考																	
着工前	100×148程	監督員の指示による	1部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、																	
工事中	85×115程	監督員の指示による	1部	工事完成時に提出する。																	
完成時	100×148程	監督員の指示による	2部	A4用紙に整理したもの																	
16 部分払いの対象工事材料	請負契約約款第37条第1項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のとおり。 ・ 機器 ・ 器具 ・ 配管																				
17 火災保険等	請負契約約款第49条に定める火災保険等は次のとおり。 (契約後速やかに加入し、加入期間は工事完成期日後14日とする) <del>・ 組立保険 ・ 建設工事保険 ・ 請負業者賠償責任保険</del>																				
18 耐震施工	次に示す事項を除き、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震耐津波設計面基準及び同解説（令和3年版）」による。 (3編 2. 1. 1（5）） 1) 設計用水平地震力 機器の重量（kN）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 ( ) 内の値は水槽類（オイルタンク等を含む）に適用する。 < > 内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置に介して設置される機器）に適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>甲類（重要機器、一般機器）</th> <th>乙類（重要機器、一般機器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5 &lt; 2. 0 &gt;</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0 &lt; 1. 5 &gt;</td> </tr> <tr> <td>一階及び地下階</td> <td>1. 0 (1. 5)</td> <td>1. 0</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 上層階の定義は次による。 2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (注2) 天井面（上階床）から支持する機器は上階の設計用標準水平震度を適用する。 2) 設備機器の設置や配管等の支持方法は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）による。 3) 重量1kN以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。	設置場所	耐震安全性の分類		甲類（重要機器、一般機器）	乙類（重要機器、一般機器）	上層階、屋上及び塔屋	2. 0	1. 5 < 2. 0 >	中間階	1. 5	1. 0 < 1. 5 >	一階及び地下階	1. 0 (1. 5)	1. 0						
設置場所	耐震安全性の分類																				
	甲類（重要機器、一般機器）	乙類（重要機器、一般機器）																			
上層階、屋上及び塔屋	2. 0	1. 5 < 2. 0 >																			
中間階	1. 5	1. 0 < 1. 5 >																			
一階及び地下階	1. 0 (1. 5)	1. 0																			

章 項目	特 記 事 項			
19 名札の義務	請負金額10,000千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。 			
20 退職金共済制度	受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。			
21 過積載等の防止	1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。 6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。 7) 1) から6) につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。			
22 景観への配慮	本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。 ・ 重点事業 ・ 一般事業			
23 総合評価方式における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。			
24 電子納品	・ 行う（「電子納品仕様書」による。） ・ 行わない 電子納品仕様書 1) 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営繕工事電子納品要領（令和3年版）</td> </tr> <tr> <td>官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン 【営繕工事編】（令和4年版）</td> </tr> </tbody> </table> 基準・要領のダウンロード <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html</a>	名 称	営繕工事電子納品要領（令和3年版）	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン 【営繕工事編】（令和4年版）
名 称				
営繕工事電子納品要領（令和3年版）				
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン 【営繕工事編】（令和4年版）				
25 公共事業労務費調査の協力	2) 工事関係書類の最終成果書を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで2部納品する。 3) 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力を行わなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力を要する。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。			
26 事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）			
27 その他	1) 経費の負担 この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、受注者の負担とする。			

章 項目	特 記 事 項								
1 煙道	ばい煙濃度計取付座、ばいじん量測定口、伸縮継手及び排出口は図示による。 (1. 1. 2)								
2 冷媒	パッケージ空気調和機等の冷媒の種類は、図示による。 (1. 7. 5. 15)								
3 ダクト	① 低圧ダクト ・ アングルフランジ工法 ・ スパイラルダクト (1. 14. 3. 1～2) ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ ） 2) 高圧ダクトの適用範囲は図示による。 3) 厨房用長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書の1ランク厚いものを使用する。 (1. 14. 3. 5)								
4 チャンバー	消音内貼りを施すチャンバーは、図示による。 (1. 14. 6. (1))								
5 風量測定口	取り付け位置は、図示による。 (2. 2. 5. 5)								
6 基礎	防振基礎は、図示による。 (2. 1. 1 (3))								
7 配管材料	1) 冷温水管 ・ 架橋ポリエチレン管（PEX） ・ ポリプロピレン管（PP） ・ ポリエチレン被覆鋼管（PLS） ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） ・ 金属強化ポリエチレン管 ・ 2) 冷却水管 ・ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HIVP） ・ (2編 2. 1. 2. 1) ・ ポリエチレン被覆鋼管（PLS） ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） 3) 蒸気管 給水管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG） ・ 配管用炭素鋼鋼管（SGP黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG） ・ 配管用炭素鋼鋼管（SGP黒） 4) 油管 屋内 ・ ポリエチレン被覆鋼管（PLS） ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） ・ 地中埋設 ・ ポリエチレン被覆鋼管（PLS） ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） 屋外露出、暗渠内 ・ ポリエチレン被覆鋼管（PLS） ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） 5) 冷媒配管 ・ 断熱材被覆鋼管 ・ (2編 2. 1. 2. 4) 6) 空調用排水管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管 (2編 2. 1. 2. 6) 7) 膨張管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は給排水衛生設備の給水管に準ずる。空気抜き管は配管用炭素鋼鋼管（SGP白）とする。								
8 伸縮管継手	鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 (2編 2. 2. 7. 1)								
9 瞬間流量計	・ 着脱形 ・ 固定形 を設ける。 (2編 2. 3. 8)								
10 保温	① 運りダクト（RAダクト）の保温範囲は図示による。 (2編 3. 1. 4) ② 外気取入れダクト（OAダクト）の保温範囲は図示による。 ③ 外壁1m以内のダクト及び多湿箇所（図示の範囲）のダクトは保温（25mm厚）を行う。 4) 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、温水管の項による。 5) 建物内の空気抜き管の保温は、温水管の項による。 ⑥ 冷媒管の保温外装は次表による。 (3. 1. 4) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>屋内露出</td> <td>○ 保温化粧ケース</td> <td>・ 合成樹脂製カバー</td> <td>・ カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>屋外露出</td> <td>○ 保温化粧ケース</td> <td>・ 溶融アルミニウム亜鉛鋼板</td> <td>・ ステンレス鋼板</td> </tr> </tbody> </table>	屋内露出	○ 保温化粧ケース	・ 合成樹脂製カバー	・ カラー亜鉛鉄板	屋外露出	○ 保温化粧ケース	・ 溶融アルミニウム亜鉛鋼板	・ ステンレス鋼板
屋内露出	○ 保温化粧ケース	・ 合成樹脂製カバー	・ カラー亜鉛鉄板						
屋外露出	○ 保温化粧ケース	・ 溶融アルミニウム亜鉛鋼板	・ ステンレス鋼板						
11 冷媒（フロン類）の回収	1) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍機器等）で「フロン排出抑制法」の対象となっている機器 ・ 「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写しを提出する。 ・ 「フロン類回収証明書」を提出する。 2) 家庭用エアコン等での「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・ 「特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）」の写しを提出する。 (改2-4. 3)								
○ 自動制御設備	1) システム構成 図示による。 (1. 1. 1 (イ)) 2) 電源装置 無停電電源装置は、図示による。 (1. 4. 2. 9) 3) 電気計装用配線 原則、配線はEMケーブル等とし、天井隠ぺい部は、図示がなければケーブル配線とする。 (1. 5. 1) (2. 3. 1)								

工事名 松任消防署仮眠室改修工事	番号 M-02
図面名 工事仕様書（機械設備） 2/3	縮尺 _____

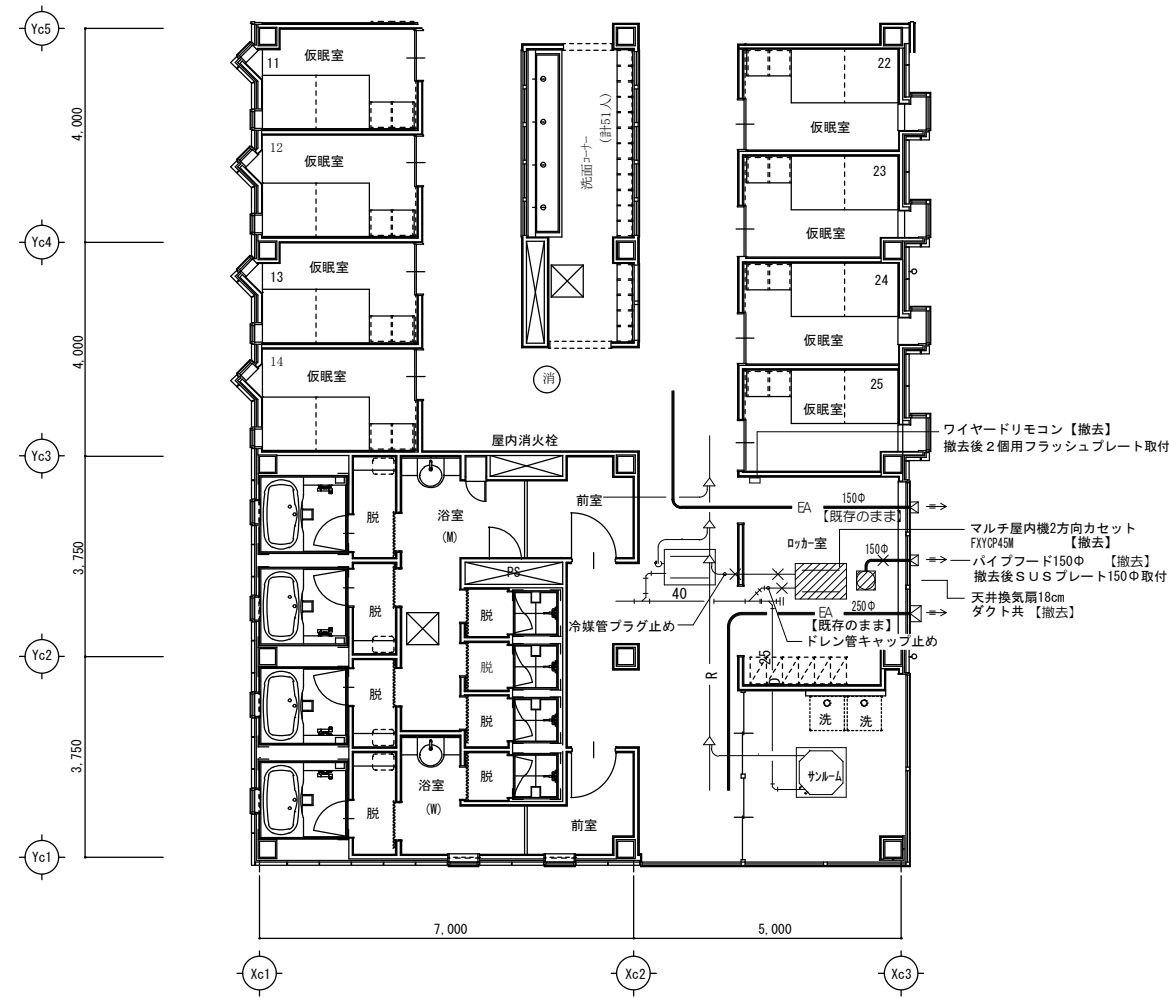


章 項 目	特 記 事 項
○ 給 水 衛 生 設 備	1 水栓 水抜栓を使用する系統の水栓は、固定こま式とする。台所流し水栓は泡沫式とする。(1. 1. 6)
	2 量水器 1) 親メーター ( ・ 貸与品 ・ 買取 ) ・ 子メーター ( ・ 買取 ・ ) 2) 量水器料は ・ 水道事業者指定品 ( ・ 貸与品 ・ 買取 ) ・ 標準図 MC形 (1. 8. 4)
	3 汚水用 水中ポンプ 水中ケーブルの長さは、図示による。(1. 2. 7)
	4 タンクの保温 ステンレス鋼板製タンクの保温を ・ 行う ・ 行わない (1. 4. 2. 4) (1. 4. 2. 5)
	5 緊急遮断弁装置 受水槽、高架水槽に設ける緊急遮断弁装置は、図示による。(2編 2. 2. 22)
	6 配管材料 1) 給水管一般 ・ 架橋ポリエチレン管 (PEX) ・ ポリブテン管 (PB) (2編 2. 1. 2. 5) ・ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP) ・ ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PB) ・ ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD) ・ 地中 ・ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP) ・ ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD) ・ 架橋ポリエチレン管 (PEX) ・ 引込管 (直結部分) は水道事業者指定のものとし、図示による。加入負担金は別途。 2) 給湯管 (膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。) ・ 架橋ポリエチレン管 (PEX) ・ 金属強化ポリエチレン管 ・ ポリブテン管 (PB) ・ 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) ・ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP) ・ 3) 消火管一般 ・ 配管用炭素鋼管 (SGP白) ・ 地中 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (SGP-VS) ・ 消火用ポリエチレン管 ・ 5) 排水管 屋内 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・ 耐火二層管 (KP) (2編 2. 1. 2. 6) ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) ・ 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) ・ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP) ・ 屋外 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・ 排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管 圧送 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・ 排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管 ・ 6) 通気管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・ 耐火二層管 (KP) ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) ・
	7 洗面器等の 排水管 洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。(2編 2. 4. 8)
	8 満水試験継手 取付け位置は、図示による。(2編 2. 9. 4)
○ ガ ス 設 備	1 配管材料 1) 屋内 ・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV) (3. 1. 1) 2) 地中埋設 ・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV) 3) 屋外露出、暗渠内 ・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)
	2 メーター ・ 親メーター ( ・ 貸与品 ・ ) ・ 子メーター ( ・ 買取 ・ ) (3. 1. 3. 4)
	3 ガス漏れ警報器 ・ 本工事 (図示による) ・ 別途工事 (3. 1. 3. 6)
	4 その他 ガス遮断装置、漏洩検知装置、電気防食措置、ポンベの転倒防止措置は、図示による。(3. 2. 1. 4) (3. 2. 1. 5) (3. 2. 5)
○ 浄 化 槽 設 備	1 配管材料等 1) マンホールふたは ・ ボルトロック式 ・ メーカー標準ロック式 (2. 1. 2. 7) 2) 管材や弁類は、図示による。
	2 山止め 山止め壁 ・ 要 (図示による。) ・ 不要 (2. 2. 1 (ウ))
	3 維持管理 工事引渡後6ヶ月間は受注者が維持管理を行い、7条検査を受検し、その報告を行う。(2. 2. 2)

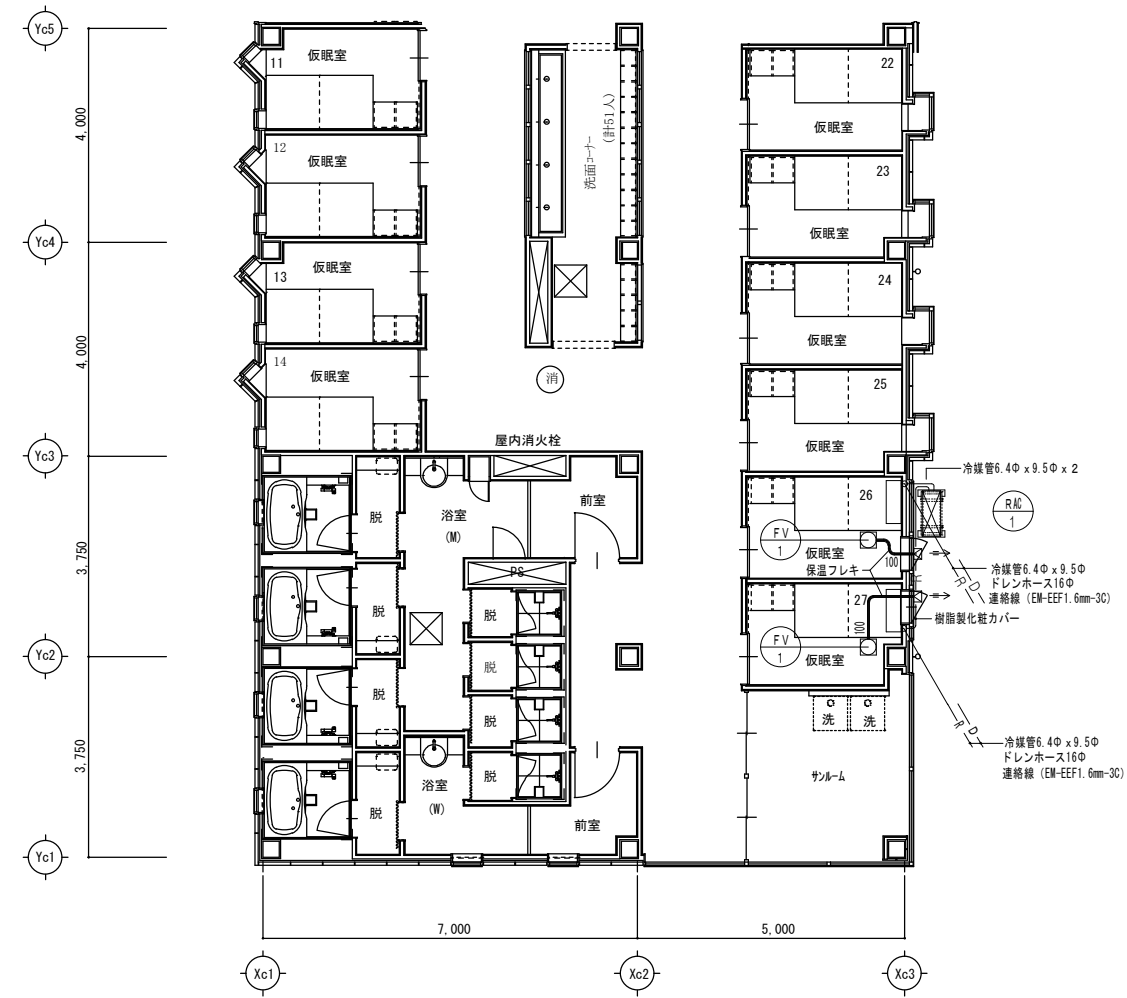
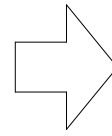
章 項 目	特 記 事 項
①	はくさん 週休2日工事
●	そ の 他
②	余裕期間制度 試行工事
1) 適用	工事現場において週休2日に取り組み「はくさん週休2日工事」(以下、「週休2日工事」という。)の適用については、次のとおりとする。 なお、週休2日の工事の定義(様式)等については、白山市総務部監理課HPの「はくさん週休2日工事 実施要領」を参照すること。^m
2) 発注者指定型の内容	(1) 受注者は、工事現場に週休2日に取り組みことを記載した工事看板を設置すること。 (2) 受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表(様式2を標準とする。)に記入し、監督員に提出・共有すること。^m (3) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。^m (4) 受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。 (5) 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 (6) 当初設計において、週休2日(4週8休以上、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正している。 (7) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、(6)の補正分を減額する。 なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
1) 適用 ・ 対象 ○ 対象外	1) 適用 ・ 対象 ○ 対象外
2) 余裕期間制度対象工事の内容	(1) 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。 (2) 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 (3) 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 (4) 工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 (5) 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 (6) 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所等の設置等の準備工を含む。)に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 (7) 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。 (8) 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 (9) 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 (10) その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領によるものとする。
(着工日の期限) 契約締結日から起算して ヶ月以内	

別表-1) 他工事との取り合い		機 械	電 気	建 築	備 考
開 口 部	はり・床・壁の貫通部 (RC造)	スリーブ・仮柱・穴埋共 補 強 筋	●		S造は建築 建築図面に図示
	天井・壁の切り込み	ボ ー ド 類 切 込 み	●		● 建築図面に図示
		下 地 補 強			● 建築図面に図示
	外部取付ガラリ(ダクト、チャンパの接続用フランジを含む)				●
レンジフードファン(取付枠共)及び流し台(排水トラップ共)				●	
洗面所、手洗所等の鏡			●		特殊なものは建築
はめ込型洗面器用カウンター				●	
手すり(衛生器具に係るものは機械)			●	●	下地補強は建築
下流し、足洗い場及び玄関の排水			●		
床・天井・壁の点検口及び床下排水槽のマンホール蓋				●	
屋内外設備(受水槽・ポンプ等)の基礎				●	建築図面に図示
屋上設備の基礎(架台・アンカーボルトを除く)				●	建築図面に図示
地下油タンク室等のコンクリート工事				●	建築図面に図示
油サービスタンクの防油堤				●	
ボイラーの煙突及びプロパンボンベ庫(既製のものは機械)				●	
実験台(両器製造、化学水栓、ガス栓及びコンセント共付部品を含む)				●	
実験台への配管及び配管接続		●			
電	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)	●			二次側
気	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		●		一次側
配	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線		●		
線	機器と付属操作スイッチとの渡り配管 ※1		●		
※1 天井内いんべい配線が行なえる部分の配管は本工事					

工事名 松任消防署仮眠室改修工事	番号 M-03
図面名 工事仕様書(機械設備) 3/3	縮尺 _____



1階平面図 (改修前)



1階平面図 (改修後)

冷暖房機器表		型式	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	電力		圧縮機 (kW)	送風機 (kW)		屋内機風量 (m <sup>3</sup> /min)	冷媒配管		フィルター	ドレンアップ	リモコン	屋外機架台	屋外機基礎	防雪フード	台数	設置場所 部屋名	備考 (付属品)	参考品番		
記号	名称				φ	V		冷房	暖房		屋内機	屋外機											液管 (φ)	ガス管 (φ)
RAC-1	ルームマルチエアコン	屋外機-2室用 屋内機-壁掛形標準タイプ	5.3 (2.15~6.40)	6.8 (1.92~8.00)	1	200	1.42	1.54	1.53	0.025	0.070	15.1	6.4	9.5	標準	—	ワイヤレス	溶融亜鉛メッキ 300H	縁石タイプ ※アンカー固定	—	1	仮眠室26・27	屋外機-ZME39AV 屋内機-C2FR1V-W 2台	

1. グリーン購入法調達基準適合品とする。 2. ハウジングエアコン、ルームエアコンの冷房・暖房定格能力及び定格消費電力はJIS C9612による。 3. 屋外機架台取付の際は防振ゴムを取付のこと。

換気機器表		名称・型式	台数	羽根径又は接続ダクト口径	風量 (m <sup>3</sup> /h)	静圧 (Pa)	電力		消費電力 (W)	本体材質	付属品				備考	
記号	系統・用途						φ	V			パネル	フード等		フィルター		スイッチ
FV-1	仮眠室26・27	天井換気扇 低騒音サニタリー用	2	接続ダクト口径 100φ	140	30	1	100	15.5	プラスチック製	格子 (樹脂製)	SUS製パイプフード (網付) 100φ	UT100XM	—	電気設備	スイッチに2.4時間換気の目表示 VD-1 52014

一般換気扇の消費電力はJIS B 8330で規定された電動機出力数値による。